

いしかわエンゼルプラン2015 (素案)

平成27年3月

目 次

第1章 プラン策定に当たって

1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの性格・位置づけ	1
3 プランの対象期間	2
4 プランの策定過程における県民意見等の反映	2

第2章 プラン策定の背景

1 少子化の動向と少子化がもたらす影響	3
2 少子化の要因と結婚や子ども・子育てを取り巻く環境	4
3 国の動向とこれまでの県の取組	14

第3章 プランの基本的な考え方

1 目指す社会	18
2 基本目標	18
3 基本的視点	19
4 施策体系	20

第4章 具体的施策の展開

1 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実	21
2 安心して子どもを生み育てるための母子の健康の確保及び増進	23
3 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることができる環境の整備	26
4 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備	33
5 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実	41
6 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進	46

第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方	50
2 教育・保育の提供区域の設定	51
3 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」	52
4 認定こども園及び保育所の認可・認定に係る需給調整の考え方	71
5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	73
6 教育・保育に従事する者の確保及び資質の向上	74
7 市町を越えた広域的な調整	75
8 教育・保育情報の公表	75

第6章 プランの推進方策

1	プランに基づく施策の目標	76
2	推進体制	76
3	進捗管理	76

第1章 プラン策定に当たって

1 プラン策定の趣旨

本県では、これまで「いしかわ子ども総合条例」や「いしかわエンゼルプラン」に基づく取組などにより、子どもが健やかに生まれ育つとともに、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進してきました。

しかしながら、本県の出生数は年々減少し、依然として少子化の流れに歯止めがかからない現状にあります。少子化の背景には、未婚化・晩婚化の進行、核家族化の進行等による子育て力の低下、仕事と子育ての両立が難しい職場環境等、様々な要因が絡み合っているものと考えられますが、若い世代の結婚や出産の希望をかなえることは喫緊の課題です。

また、人口減少問題が国・地方を通じた大きな政策課題となっていることから、人口の自然減対策といえる少子化対策をより一層強力に進めていくことは、ますます重要性を増しています。

さらに、平成27年度からは質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、スタートします。

こうしたことを踏まえ、本県では、「子育て支援先進県」にふさわしい総合的な少子化対策を一層強力に推進し、若者の結婚や出産への希望をかなえ、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現に向け、家庭、地域、学校及び企業等と連携して取り組む行動計画として本プランを策定します。

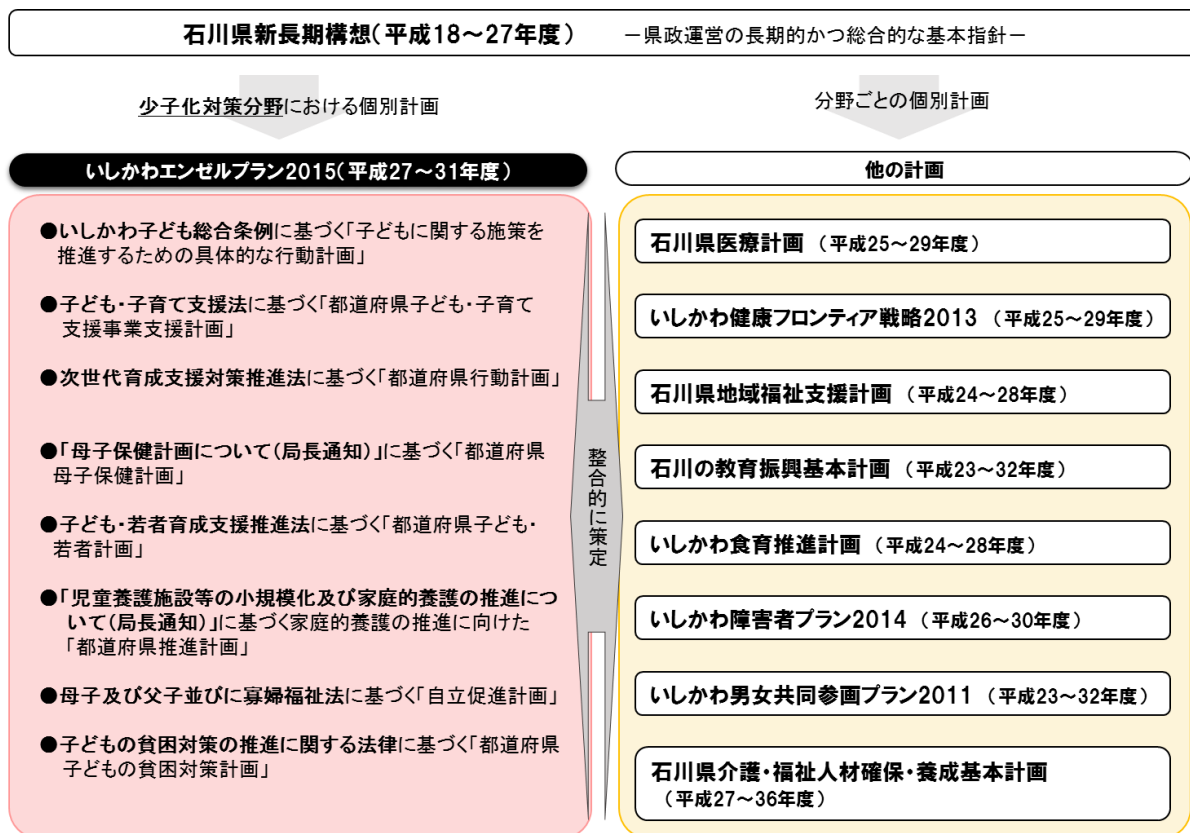
2 プランの性格・位置づけ

本プランは、いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第9条に基づく県行動計画及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」です。

また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条に基づく「都道府県行動計画」、「母子保健計画について」（平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく「都道府県母子保健計画」、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成24年11月30日雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく「都道府県推進計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条に基づく「都道府県自立促進計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」の性格を併せ持つ計画です。

さらに、「石川県新長期構想」（平成18～27年度）をはじめ、「石川県医療計画」（平成25～29年度）、「いしかわ健康フロンティア戦略2013」（平成25～29年度）、「石川県地域福祉支援計画」（平成24～28年度）、「石川の教育振興基本計画」（平成23～32年度）、「いしかわ食育推進計画」（平成24～28年度）、「いしかわ障害者プラン2014」（平成26

～30 年度)、「いしかわ男女共同参画プラン 2011」(平成 23～32 年度)、「石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画」(平成 27～36 年度) など、他の県計画と整合的に策定したものです。



3 プランの対象期間

平成 27 年度～平成 31 年度の 5 年間

4 プランの策定過程における県民意見等の反映

平成 25 年 12 月 「結婚・子育てに関する県民意識調査」の実施

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 調査対象 | 石川県内に在住する満 20 歳以上 40 歳未満の男女 3,000 人 |
| (2) 抽出・調査方法 | 層化二段無作為抽出法・郵送自記入調査 |
| (3) 調査期間 | 平成 25 年 12 月 11 日～12 月 24 日 |
| (4) 回答者数 | 1,138 人 (回答率 37.9%) |
| (5) 調査者 | 石川県健康福祉部少子化対策監室 |

平成 26 年 7 月～平成 27 年 3 月 「いしかわエンゼルプラン推進協議会」「子ども政策審議会」の開催(計 5 回)

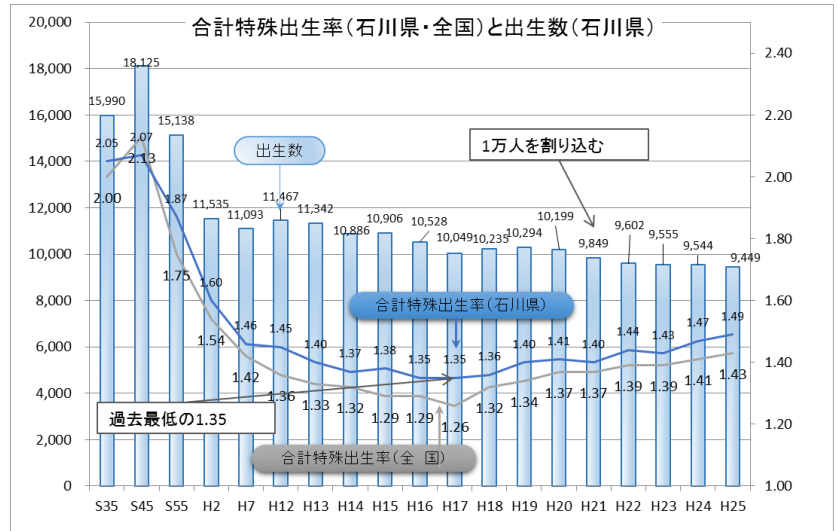
平成 26 年 12 月 平成 27 年 3 月 「いしかわ子ども・子育て応援県民フォーラム」の開催
パブリックコメントの実施

第2章 プラン策定の背景

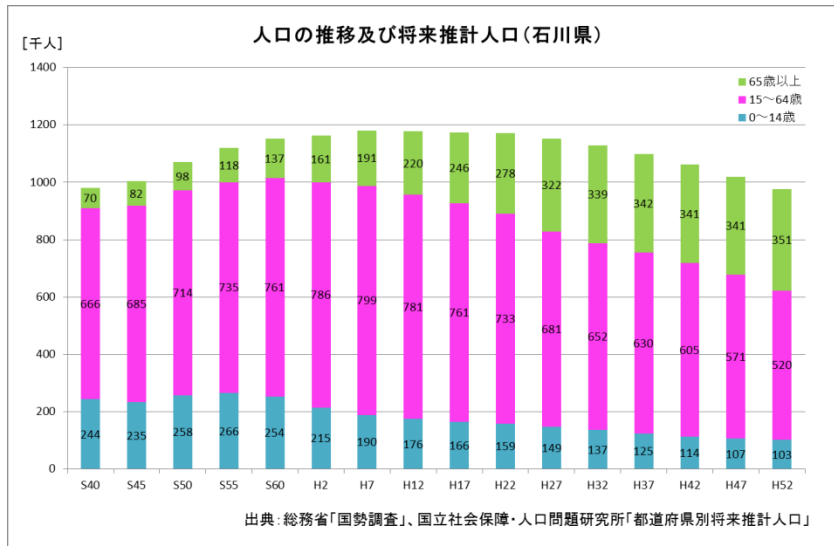
1 少子化の動向と少子化がもたらす影響

(1) 少子化の現状

本県の出生数は、平成20年から減少に転じ、平成21年には1万人を割り込み、平成25年には9,449人と過去最低を記録しました。また、合計特殊出生率は、全国平均よりやや高く、過去最低を記録した平成17年(1.35)以降は緩やかな上昇傾向にあるものの、平成25年には1.49と依然として低い水準にあり、人口置換水準(人口が安定的に維持される水準)の2.07(平成24年、国立社会保障人口問題研究所が算出)を下回る状態が続いています。



出典:厚生労働省「人口動態統計」



出典:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」

本県の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)によると、平成52年には97万4千人に減少するとともに、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15歳~64歳)が減少する一方で老年人口が増加し、老年人口は年少人口の約3倍になると予想されています。

また、そうした中、平成26年5月、民間の有識者会議である日本創成会議は、人口移動が現在の水準で続くと仮定した場合、将来的には全国の市区町村の49.8%の896市区町村が「消滅可能性都市」(2010年から2040年までの30年間で「20~39歳の女性の人口」が5割以上減少する市区町村)となる可能性があるとし、石川県でも9市町が、「消滅可能性都市」になるとの試算を公表しました。

(2) 少子化の影響

少子化の進行は、労働力人口の減少や人口構造の変化などをもたらし、経済成長の低下、税や社会保障における現役世代の負担の増大、地域活力の低下など、経済・社会全体に深刻な影響を及ぼします。また、子ども同士の交流の機会が減少し、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長への影響も懸念されます。

さらに、人口減少により、教育や医療体制の確保が困難になるなど、今後の地域社会の存続そのものが危惧されるどころです。

2 少子化の要因と結婚や子ども・子育てを取り巻く環境

少子化の要因は、価値観の多様化、経済環境の変化などを背景とした未婚化・晩婚化の進行、核家族化の進行や都市化による家庭や地域の子育て力の低下、仕事と子育ての両立が難しい職場環境など、様々な要因が絡み合っていると考えられます。

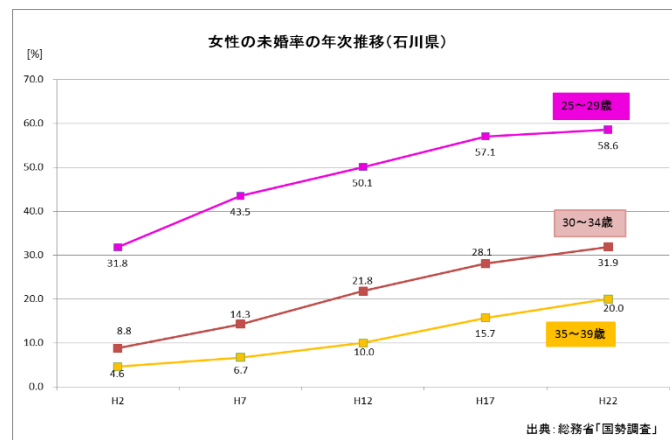
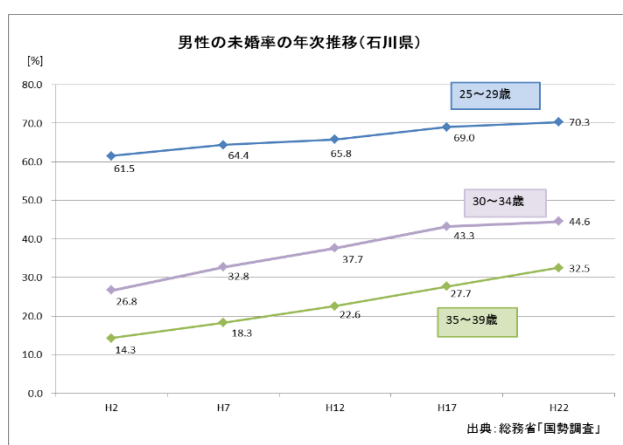
また、厚生労働省の人口動態統計によると、平成 25 年の日本の全出生数の 97.8%が法律上の婚姻関係にある夫婦間に生まれており、子どもは男女が結婚してから生まれることが大半である我が国において、結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的に影響を与えることになります。

こうした状況を踏まえ、結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージごとに、これまでの支援の成果と課題をしっかりと分析した上で、切れ目のない支援を行うことが重要となってきています。

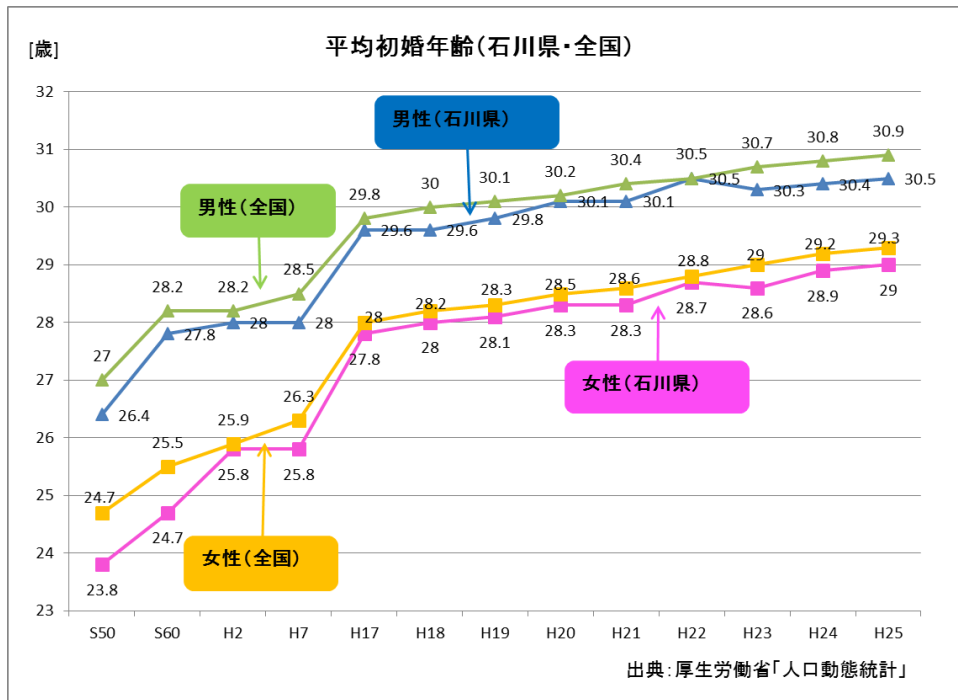
(1) 結婚を巡る現状

① 未婚化・晩婚化の進行

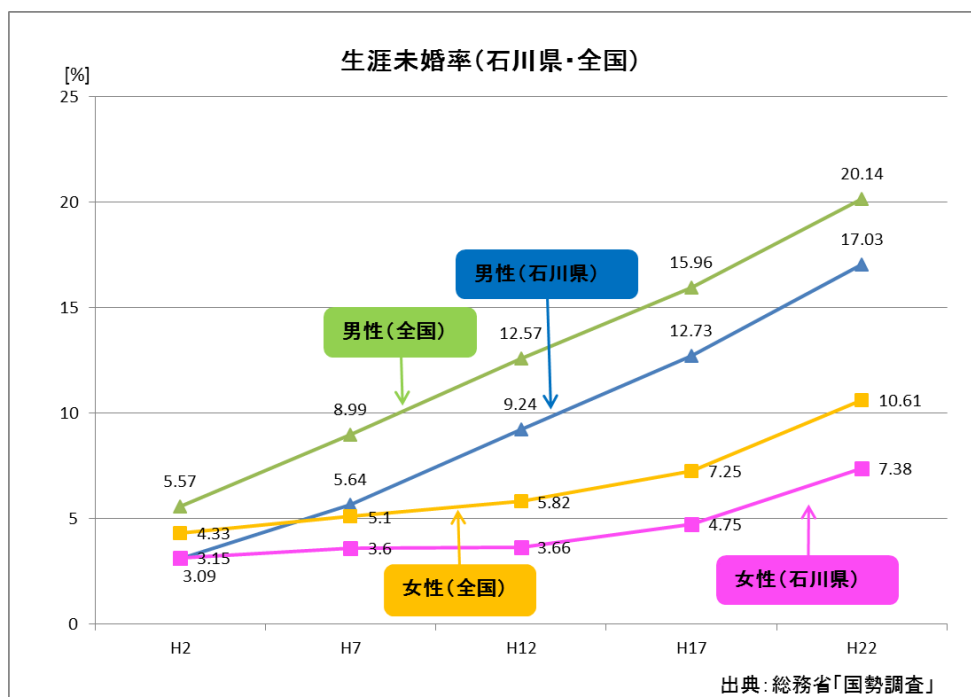
未婚率は、以前と比較して、男女とも全ての年代で上昇しており、平成 22 年の国勢調査によると、30 代後半の男性では 3 人に 1 人 (32.5%)、女性では 5 人に 1 人 (20.0%) が未婚の状況です。



また、平均初婚年齢も年々上昇しており、男性：26.4歳（S50）→30.5歳（H25）、女性：23.8歳（S50）→29歳（H25）と男女ともに晩婚化が進んでいます。



さらに、生涯未婚率（50歳時点で一度も結婚のしたことのない人の割合）は、近年急激に上昇しており、男性では、平成2年には約32人に1人（3.09%）だったものが、平成22年には約6人に1人（17.03%）、女性では、平成2年には約32人に1人（3.15%）だったものが、平成22年には約14人に1人（7.38%）が結婚したことがないという非婚化が進んでいます。

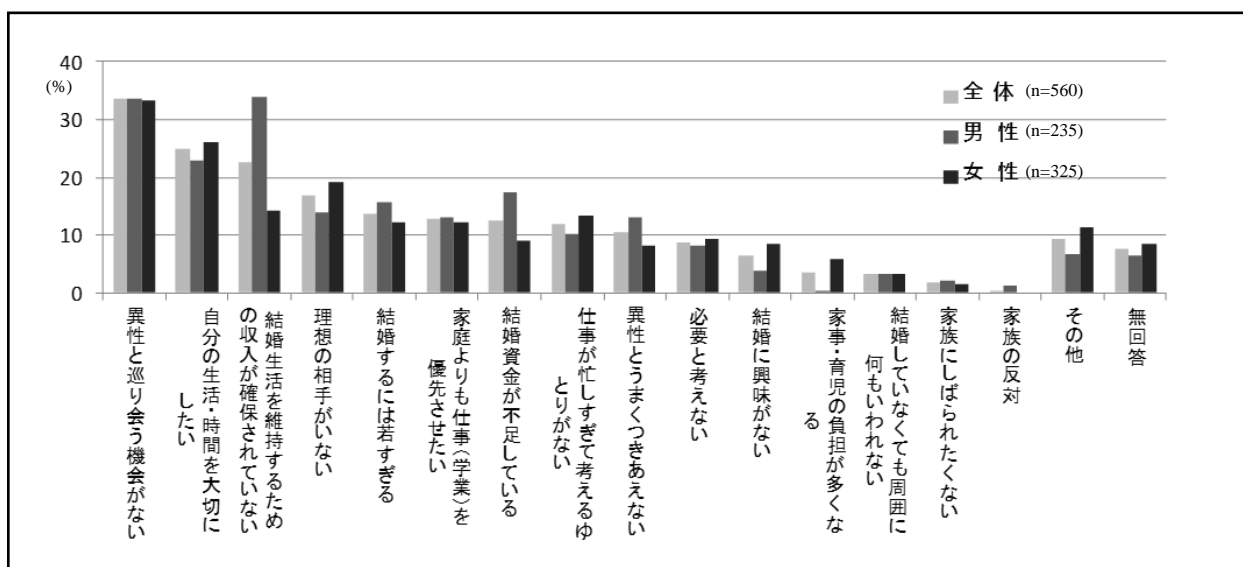


②結婚に対する県民の意識

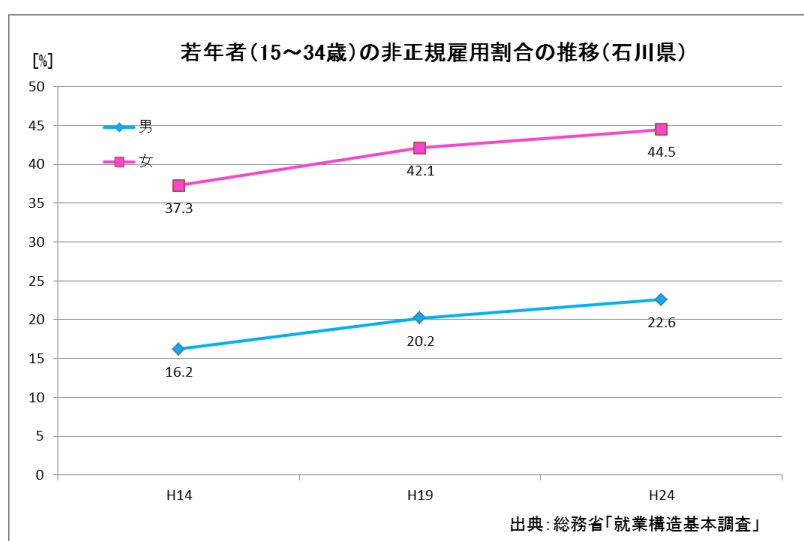
県民意識調査（2頁参照）によると、未婚者の約7割の方が将来的には結婚したいと考えており、結婚していない理由としては、「異性と巡り会う機会がない（33.4%）」が最も多く、次いで、「自分の生活・時間を大切にしたい（24.8%）」「結婚生活を維持するための収入が確保されていない（22.7%）」となっています。

また、男女別に見て最も多いのは、男性では、「結婚生活を維持するための収入が確保されていない（34.0%）」、女性では「異性と巡り会う機会がない（33.2%）」となっています。

<結婚していない理由（平成25年度 結婚や子育てに関する県民意識調査（石川県））>



③若年者の非正規雇用割合の推移



平成24年の「就業構造基本調査（総務省）」によると、若年者（15～34歳）の男性においては、非正規就業者の未婚率（87.7%）が正規就業者の未婚率（60.0%）に比べ高く、経済的基盤の不安定化は、未婚化の要因の一つとなっていると考えられます。

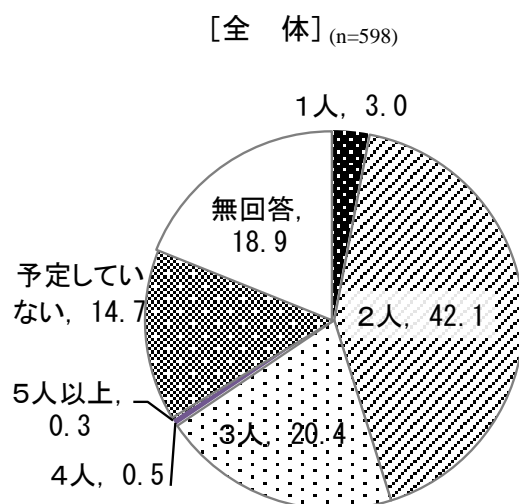
このような中、若年者の非正規雇用割合は、年々増加しています。

(2) 妊娠・出産を巡る現状

① 子どもを持つことに対する県民の意識〔理想の子どもの数、子どもを予定しない理由〕

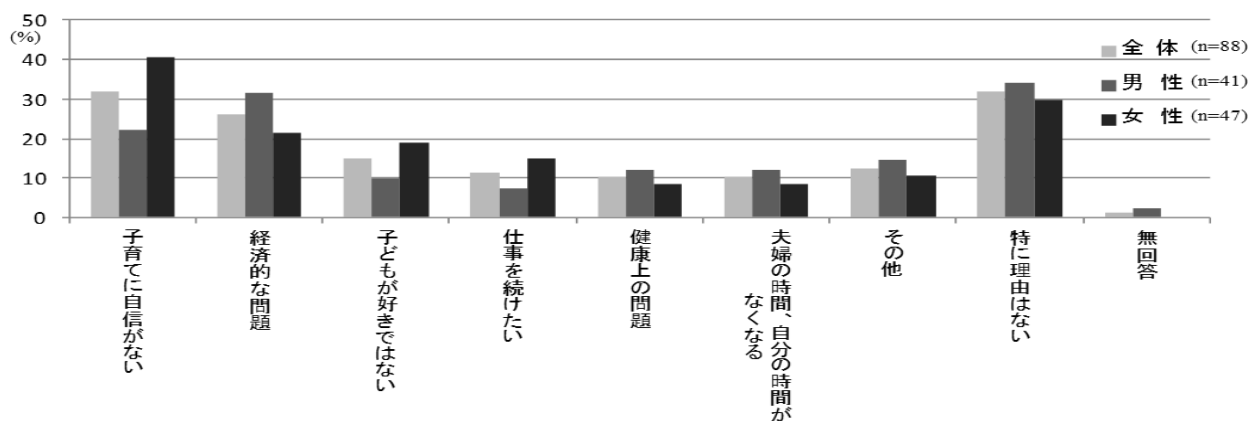
子どもがいない人や未婚者の理想の子どもの数は、県民意識調査では「2人」が41.2%と最も多く、次いで「3人」が20.4%となっており、約6割を超える人が子どもを2人以上持ちたいと考えています。

＜理想の子どもの数（平成25年度 結婚や子育てに関する県民意識調査（石川県））＞



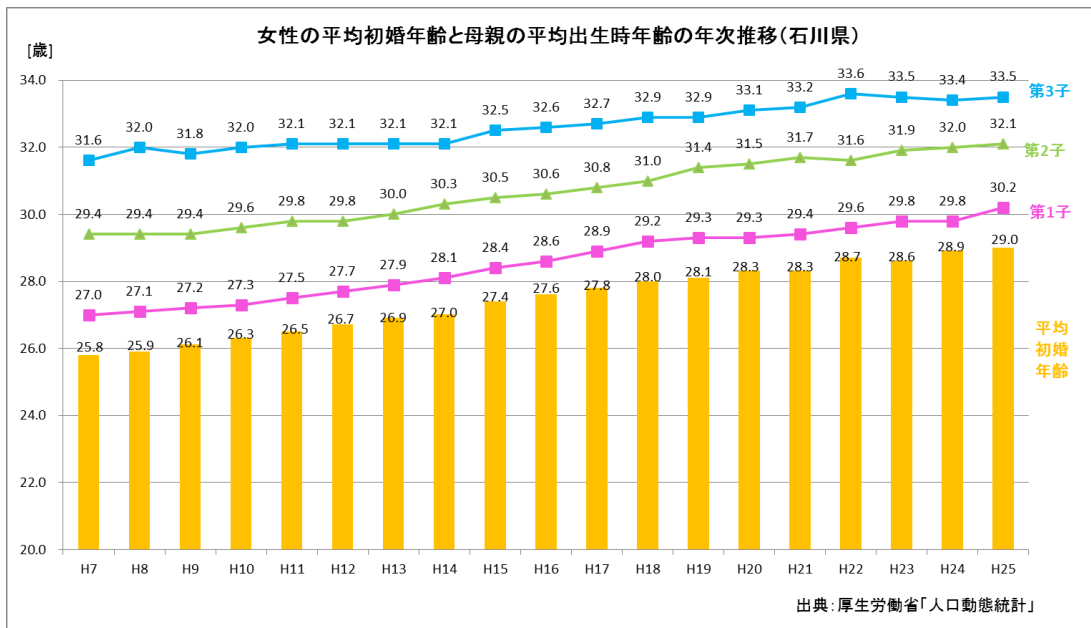
一方、子どもを予定していない人は14.7%で、その理由として、「子育てに自信がない」が31.8%、次いで「経済的な問題」が26.1%となっています。

＜子どもを予定しない理由（平成25年度 結婚や子育てに関する県民意識調査（石川県））＞



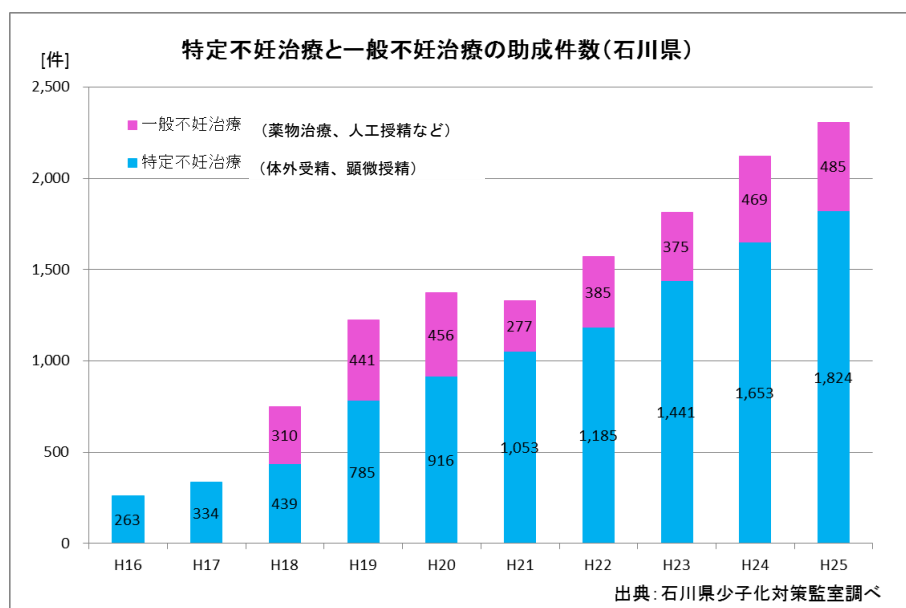
②晩産化の進行

平均初婚年齢の上昇とともに、晩産化が進行しております。厚生労働省の「人口動態統計」によると、本県においても第1子出産時の母の平均年齢は年々上昇しており、平成25年には30.2歳と初めて30歳を超えました。



③不妊治療を巡る現状

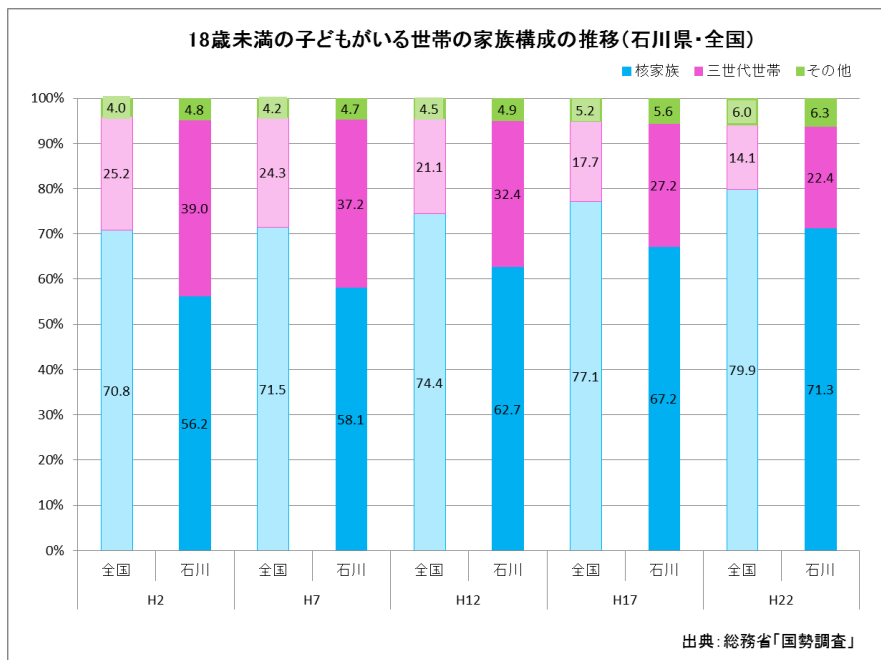
本県では、子どもを持ちたいのに子どもが出来ない場合に不妊治療を受けるケースが多くなっていることを踏まえ、高額な医療費がかかる不妊治療への経済的支援を行っており、不妊治療費助成制度における助成件数の推移を見ると、制度を開始した平成16年度(※)には263件であったものが、年々増加し、平成25年度には2,309件と10年で約9倍に増えています。 ※一般不妊治療に対する助成制度は平成18年度から



(3) 子育てを巡る現状

①核家族化の進行

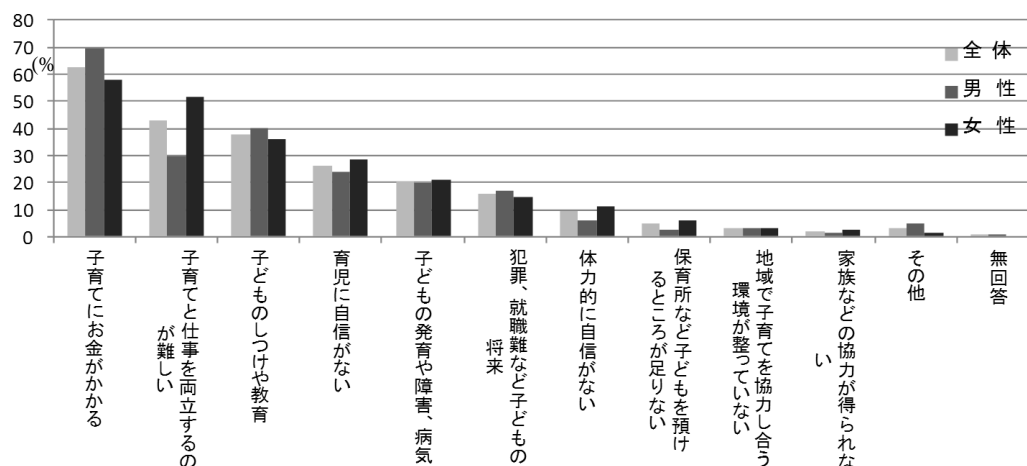
核家族化に伴い、子育ての孤立化、子育て力の低下が指摘されていますが、本県における18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族世帯の割合は、全国平均よりやや低いものの、年々増加しており、平成22年の国勢調査では、71.3%となっています。



②子どもを育てることに対する県民の意識〔子どもを育てることに対する不安〕

県民意識調査では、子どもがいない人や未婚者のうち、子どもを育てることに「不安がある」と回答した人は全体の63.2%で、その具体的な内容として、経済的な不安(「子育てにお金がかかる(62.4%)」、精神的な不安(「子どものしつけや教育(37.6%)」、「育児に自信がない(26.5%)」、子育てと仕事との両立の不安(「子育てと仕事を両立するのが難しい(43.4%)」、母子の健康に対する不安(「子どもの発育や障害、病気(20.4%)」、「体力に自信がない」9.3%)の4つの不安が挙げられています。

<子どもを育てることに対する不安(平成25年度 結婚や子育てに関する県民意識調査(石川県))>



また、子どもの数別に見ると、子どもが2人までの世帯では、精神的な不安（「子どものしつけや教育」「育児の方法が正しいか」）が最も大きく、子どもが3人以上いる世帯では、経済的な不安（「子育てにお金がかかる」）が最も大きくなっています。

<子育てに関する不安（平成25年度 結婚や子育てに関する県民意識調査（石川県））>

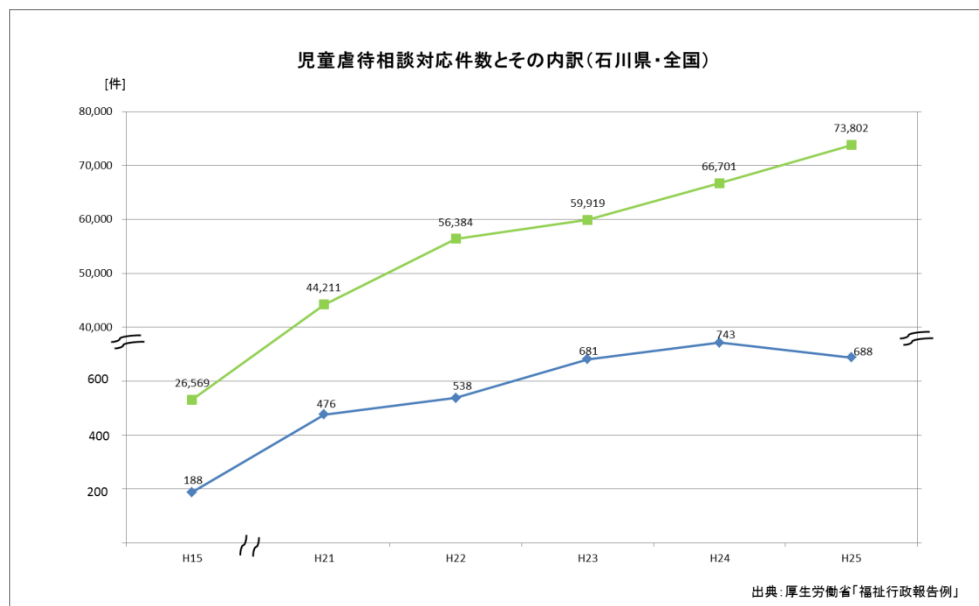
（単位：％）

子育てに対する不安	子どもの数		
	1人	2人	3人以上
精神的な不安 （子どものしつけや教育） （育児の方法が正しいか）	61.3	73.3	46.6
経済的な不安 （子育てにお金がかかる）	48.4	58.1	65.0
母子の健康への不安 （子どもの発育や障害、病気） （体力的に厳しい）	19.4	22.9	19.5
仕事との両立の不安 （子育てと仕事を両立するのが難しい）	38.7	36.9	33.0

(4) 子どもを取り巻く現状

① 児童虐待

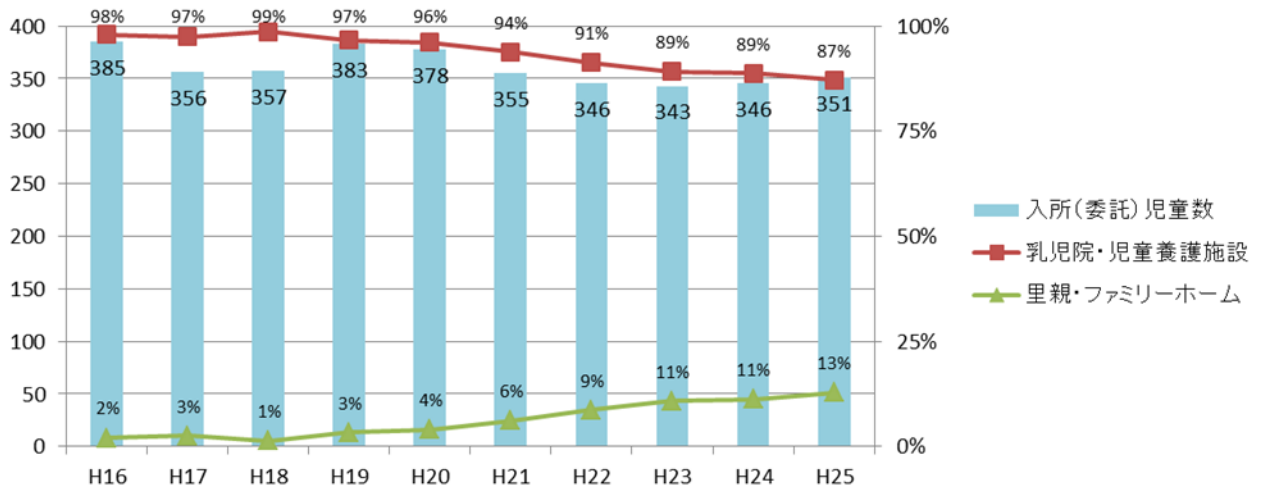
県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成25年は688件で、前年度と比べ55件減少しているものの長期的に見ると増加傾向となっています。



②社会的養護

本県における社会的養護（様々な理由により家庭で暮らせない子どもを家庭に代わって養育すること）を必要とする児童数は、近年350人程度で推移しており、その約9割が乳児院や児童養護施設、約1割が里親やファミリーホームなどで養育されているなど、近年里親等で養育される児童の割合が高くなっています。

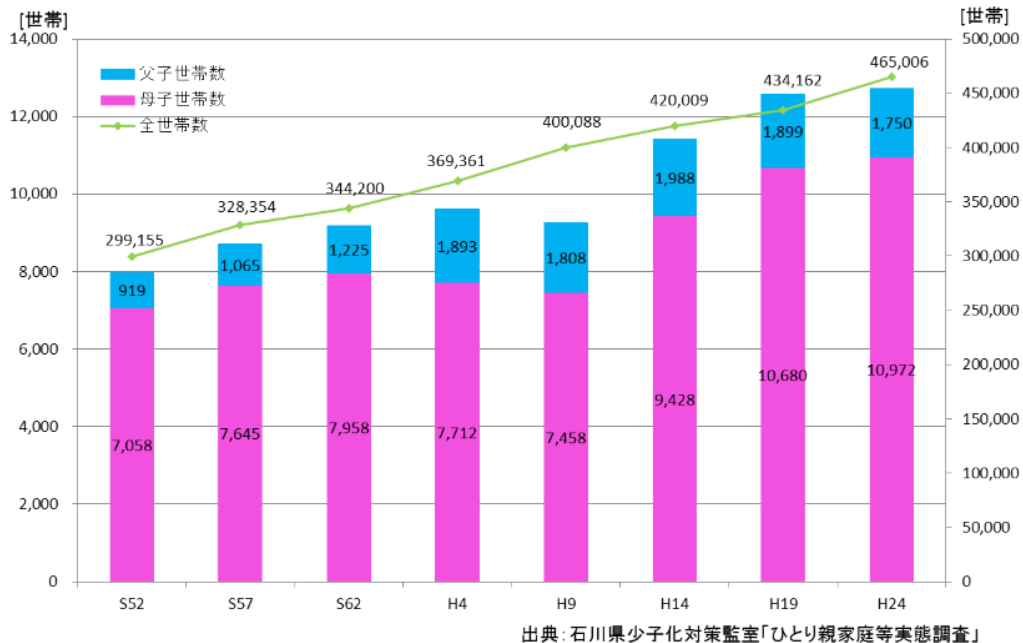
児童養護施設等で養育されている児童数と割合（各年度3月末現在）



③ひとり親世帯

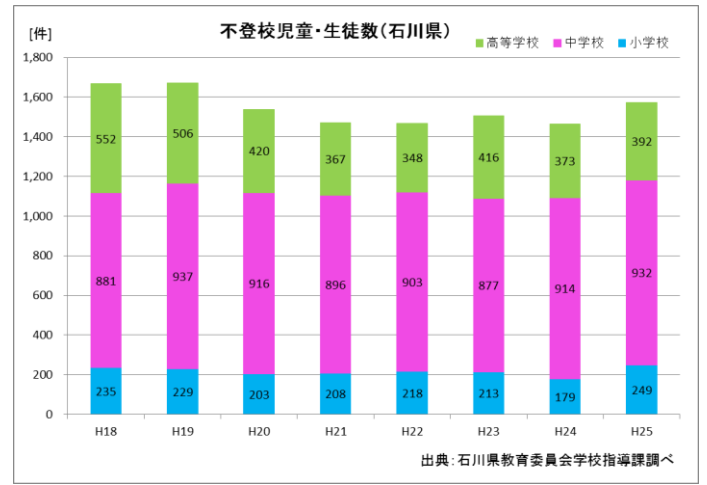
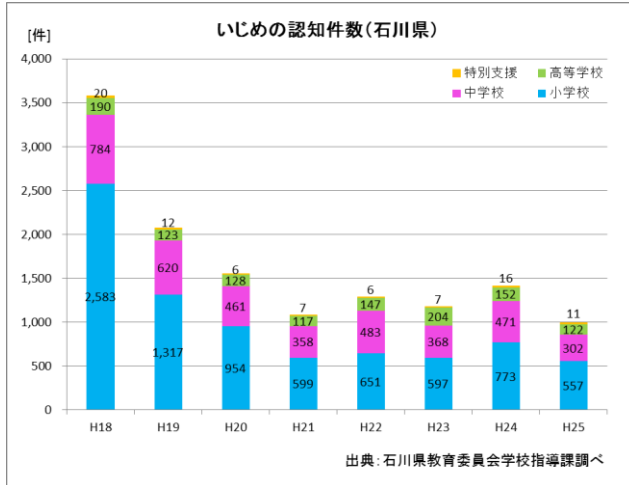
本県におけるひとり親世帯数は、年々増加傾向にあり、その9割近くを母子世帯が占めます。なお、平成24年の母子世帯数は、10,972世帯と、総世帯数に占める割合は2.4%となっています。

ひとり親世帯数の推移(石川県)



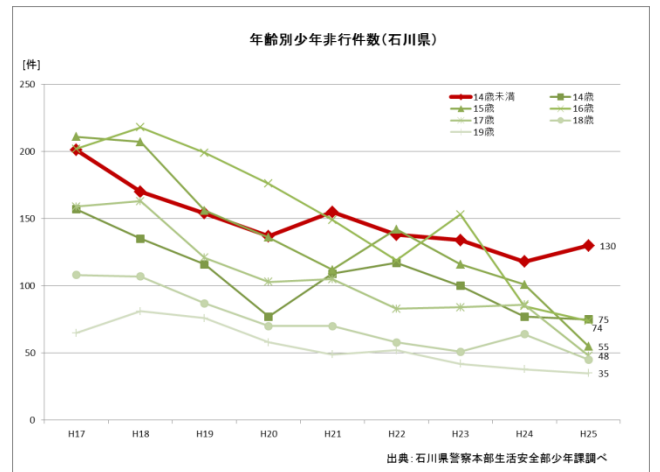
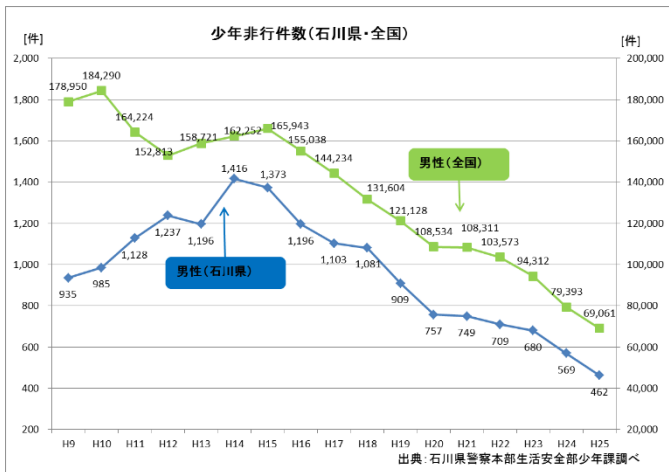
④いじめ、不登校

本県におけるいじめの認知件数は減少傾向にありますが、不登校児童・生徒数は、1,500人程度で推移しています。



⑤子どもの非行・犯罪

本県における少年非行件数の全体数は減少しているものの、犯罪の相対的な低年齢化が進んでいます。

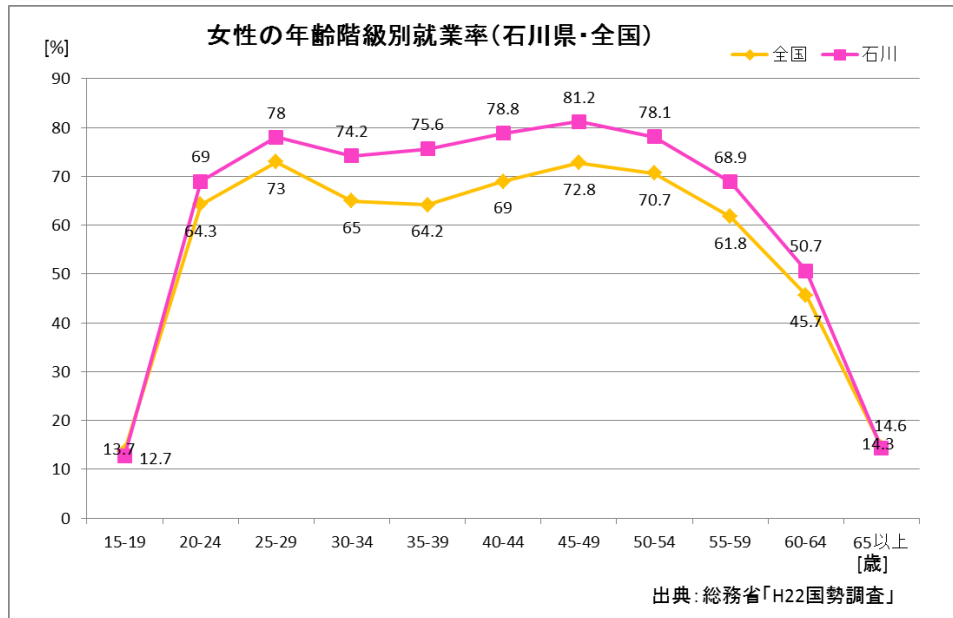


(5) 仕事と家庭生活の両立の現状

①女性の就業率

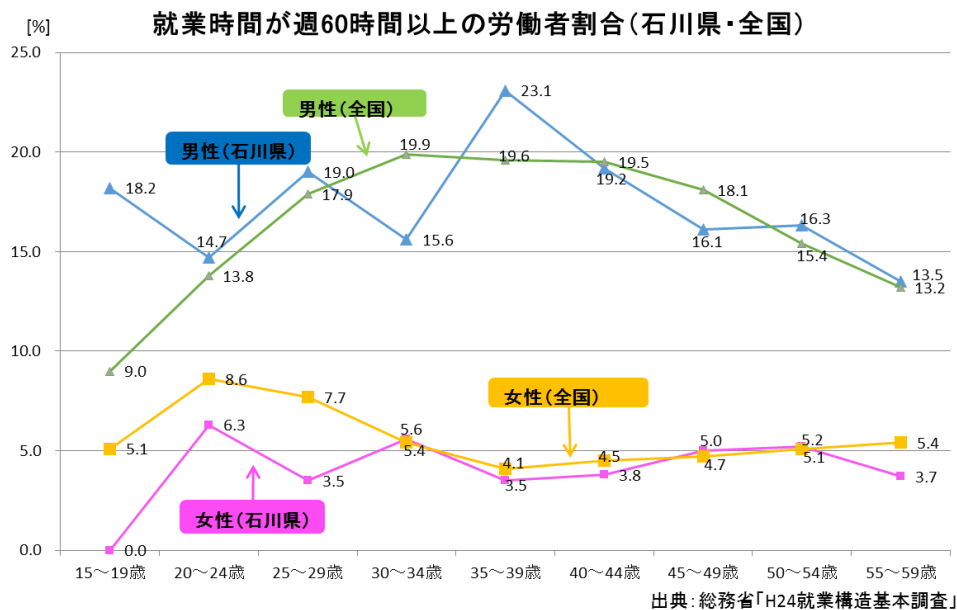
本県における女性の就業率は、平成22年の国勢調査では全国1位(51.2%)となっており、年齢別就業率についても各年代において、全国に比べ高い現状にあります。

加えて、子育て期にあたる20代後半から30代の就業率の落ち込みが小さく、本県の女性は、全国に比べ、子育て期にあっても、働いている割合が高くなっています。



②長時間労働

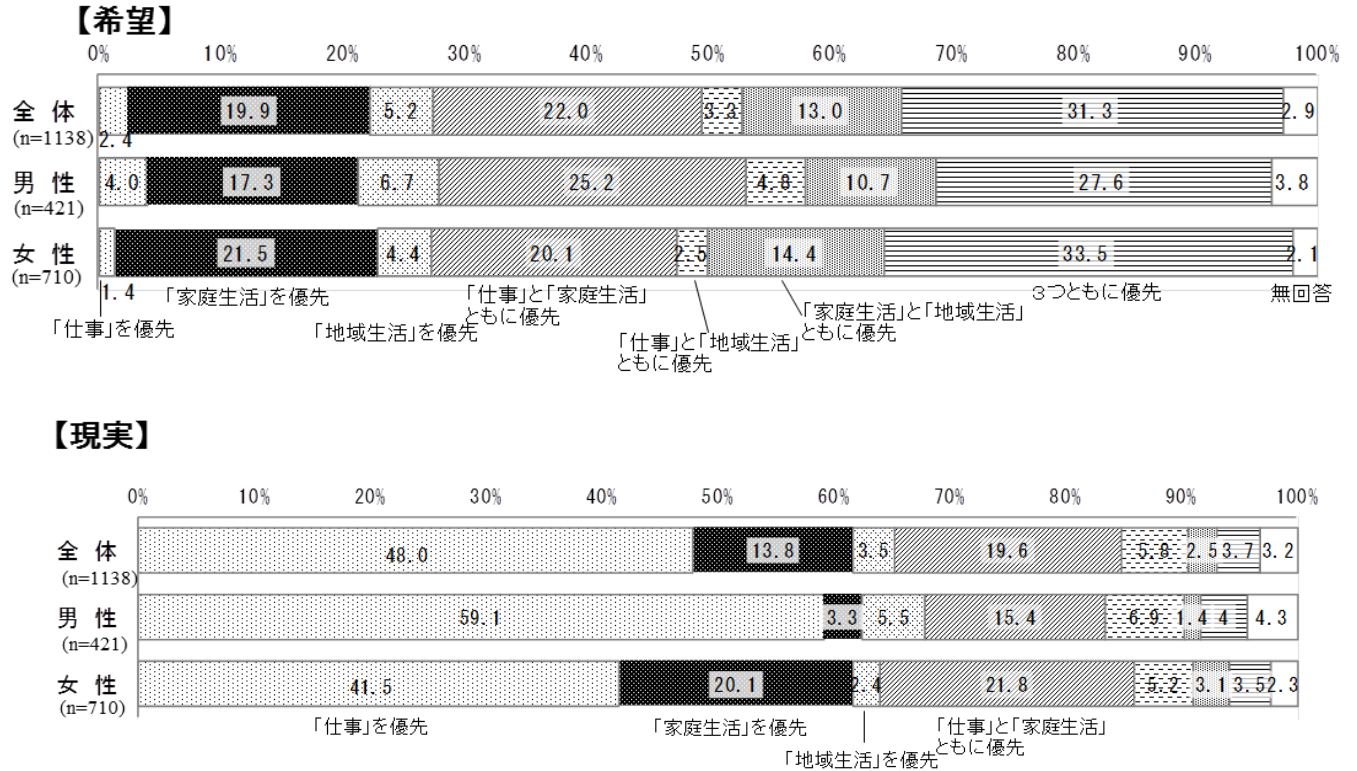
平成24年の就業構造基本調査では、本県における週60時間以上の長時間労働者の割合は、結婚や出産など家族を形成する時期や子育て期にあたる30代後半の男性で、特に高くなっています。



③仕事と家庭生活の両立に対する県民の意識

県民意識調査によると、生活の中での仕事・家庭生活・地域生活の優先度について、希望としては全体で『3つともに優先』が31.3%と最も多くなっていますが、現実には、『仕事を優先』が48.0%と最も多く、特に男性でその割合が高くなっています。

<仕事・家庭生活・地域生活の優先度（平成25年度 結婚や子育てに関する県民意識調査（石川県））>



3 国の動向とこれまでの県の取組

<国の動向>

国では、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）を制定し、同法に基づき、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、10年間の集中的・計画的な次世代育成支援対策の取組を推進してきました。

また、同法と時を同じくして制定された少子化対策基本法（平成15年法律第133号）に基づき、少子化に対処するための総合的かつ長期的な施策の大綱として、平成16年6月には「少子化対策大綱」が、またその後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、社会全体で子育てを支える各般の取組が行われてきました。

一方、平成19年の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定、平成22年の改定により、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会や、多様な働き方・生き方が選択できる社会など

の実現に向けた取組が進められてきています。

その後、特に子ども・子育て支援の分野については、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て支援法などのいわゆる「子ども・子育て関連三法」が制定され、子ども・子育て支援新制度が創設することとされました。

さらに、これらの 3 つの法律と同時に成立した社会保障制度改革推進法（平成 24 年法律第 64 号）に基づき平成 24 年 11 月に設置された社会保障制度改革国民会議が取りまとめた報告書（平成 25 年 8 月）では、社会保障 4 分野の一つである少子化対策分野の改革として、「妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援」、「出産・子育てと就業継続の二者択一状況の解決」の必要性、「子ども・子育て支援新制度」と「ワーク・ライフ・バランス」を車の両輪として進めること、子どもの貧困対策への取組の必要性等の認識下、子ども・子育て支援新制度に基づいた施策を着実に実施することや、放課後児童対策の充実、妊娠期から子育て期にかけての有機的で連続的な支援、育児休業期間中の経済的支援の強化、中高年世代の地域での子ども・子育て支援における活躍、社会的養護の一層の取組等の必要性が示されました。

また、平成 25 年 6 月には、「少子化危機突破のための緊急対策」が少子化社会対策会議で決定され、子育て支援、働き方の一層の強化とともに、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」や、多子世帯への支援、「産後ケア」の強化等を進めていくこととされたところです。

こうした中、次世代育成支援対策推進法に基づく 10 年間の集中的で計画的な取組により、合計特殊出生率については、国全体の平均で見ると平成 17 年に 1.26 と過去最低を記録したのに対し、平成 25 年には 1.43 となり、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が進むなどの効果が見られたところです。しかしながら、依然として少子化の流れが変わり、子どもが健やかに生まれ育成される社会が実現したとまでは言えず、次世代育成支援対策の取組をさらに充実していく必要があることから、平成 26 年 4 月に法の有効期限を 10 年間延長する等の改正を行い、引き続き次世代育成支援のための取組を推進することとされました。

また、先般、新たな少子化社会対策大綱策定のための検討会がとりまとめた「少子化社会対策大綱の策定に向けた提言（案）」では、若者が、希望どおりに結婚し、希望する数の子供を持ち、安心して子育てをできるようにするとともに、子供の健やかな育ちを支援していくため、「1 子育て支援施策の一層の充実」「2 若い年齢での結婚・出産についての希望が実現できる環境の整備」「3 子育て支援における多子世帯への一層の配慮」「4 男女の働き方改革～特に男性について～」を重点的に取り組む課題とし、選択と集中を行いつつ、少子化対策の充実を図るとされました。

＜これまでの県の取組＞

本県では、平成 22 年度からは「いしかわエンゼルプラン 2010」に基づき、「すべての子育て家庭への支援」「ワークライフバランスの推進」「保育サービスと放課後対策の充実」「周産期・小児医療体制の充実」を重点分野として施策を展開してきました。

その結果、県民意識調査によると、県民の子育てに対する不安が 74.0%(H20) から 63.2%(H25) と約 10 ポイント減少するなど、着実に成果を上げてきています。

一方、本県の合計特殊出生率は、平成 25 年には 1.49 と、いまだ人口を維持するために必要な水準とされる 2.07 を下回っています。

少子化対策は、大変息が長い取組で、一朝一夕に解決できるものではありませんが、人口減少問題が国を挙げて取り組むべき大きな政策課題となっていることも踏まえると、人口減少の一因ともなっている少子化の流れに、少しでも歯止めをかけられるよう、創意工夫し、より一層実効性のある施策を展開していく必要があります。

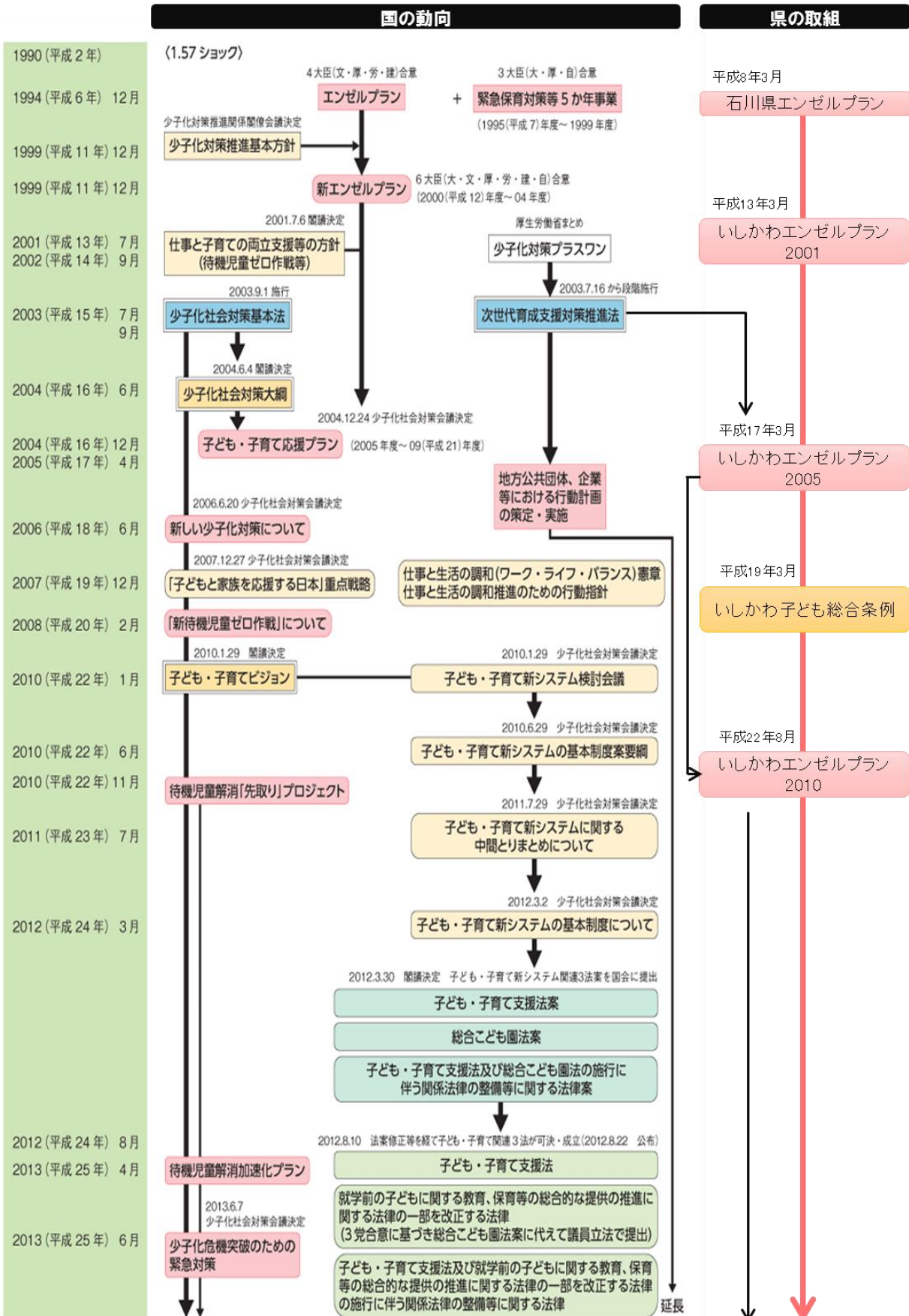
また、プランの施策に基づく数値目標については、全 30 項目中 11 項目が目標を達成しており（全体の 36.7%）、目標値の 80%以上を達成できた項目は、全 30 項目中 23 項目（全体の 76.7%）と、全体的に取組は進んでいるものの、進捗率の低い分野については、より一層取組の推進を図る必要があると言えます。

＜＜プランの施策の柱ごとの達成状況＞＞

（全体達成率 80%を超えた指標の割合）

◇地域における子育て支援の充実（10 項目）	60%
◇職業生活と家庭生活との両立の推進（9 項目）	67%
◇子育てを支援する生活環境等の整備（1 項目）	100%
◇子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備（4 項目）	100%
◇子ども及び母親等の健康の確保及び増進（5 項目）	100%
◇これから家庭を築く若者への支援（1 項目）	100%

(参考) 国の動向と県の取組



※内閣府資料を元に作成

第3章 プランの基本的な考え方

1 目指す社会

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。

次代を担う子どもが、夢や希望を持ち、心豊かにたくましく育っていくことは、いつの時代においても変わることのない社会全体の願いです。

一方、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人や、悩みや不安を抱えながら子育てをしている人がいます。

このような中、本プランでは、結婚したい、子どもを生み育てたいと願う人が、結婚し、子どもを生み育てることができるよう、その妨げとなっているものを一つ一つ取り除きながら、平成19年に策定した「いしかわ子ども総合条例」の基本理念に基づき、将来にわたり、子どもの元気な声がこだまし、活気あふれるふるさと石川の創造を目指します。

2 基本目標

目指す社会の実現に向け、本プランの基本目標を次のとおり掲げます。

次代を担う子どもが、心豊かにたくましく育ち、自立した大人に成長するとともに、結婚や出産の希望がかない、安心して子どもを生み育てていくための支援の充実

目標の実現にあたっては、子どもが健やかに生まれ育ち、自立した若者に成長し、家庭を築き、親として子育てをするというライフステージの各段階に対応した支援を切れ目なく行うことが大切です。

そこで、本プランでは「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」といったライフステージごとの施策の柱と、各ライフステージにわたる「働き方」における施策の柱を立て、子どもや子育てに関する一貫した施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

<ライフステージごとの施策の柱>

【結婚】結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実

【妊娠・出産】安心して子どもを生み育てるための母子の健康の確保及び増進

【子育て】全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備

【子育て】子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

【子育て】社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実

<各ライフステージにわたる施策の柱>

【働き方】仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

3 基本的視点

計画の推進にあたっては、次の3つの視点に立ち、施策を展開します。

1. 「子どもの最善の利益」を第一に考える

施策の推進にあたっては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように、子どもを全ての施策の中心に据えます。

また、家庭環境や障害の有無等にかかわらず、全ての子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

2. 結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージに応じた「切れ目のない支援」

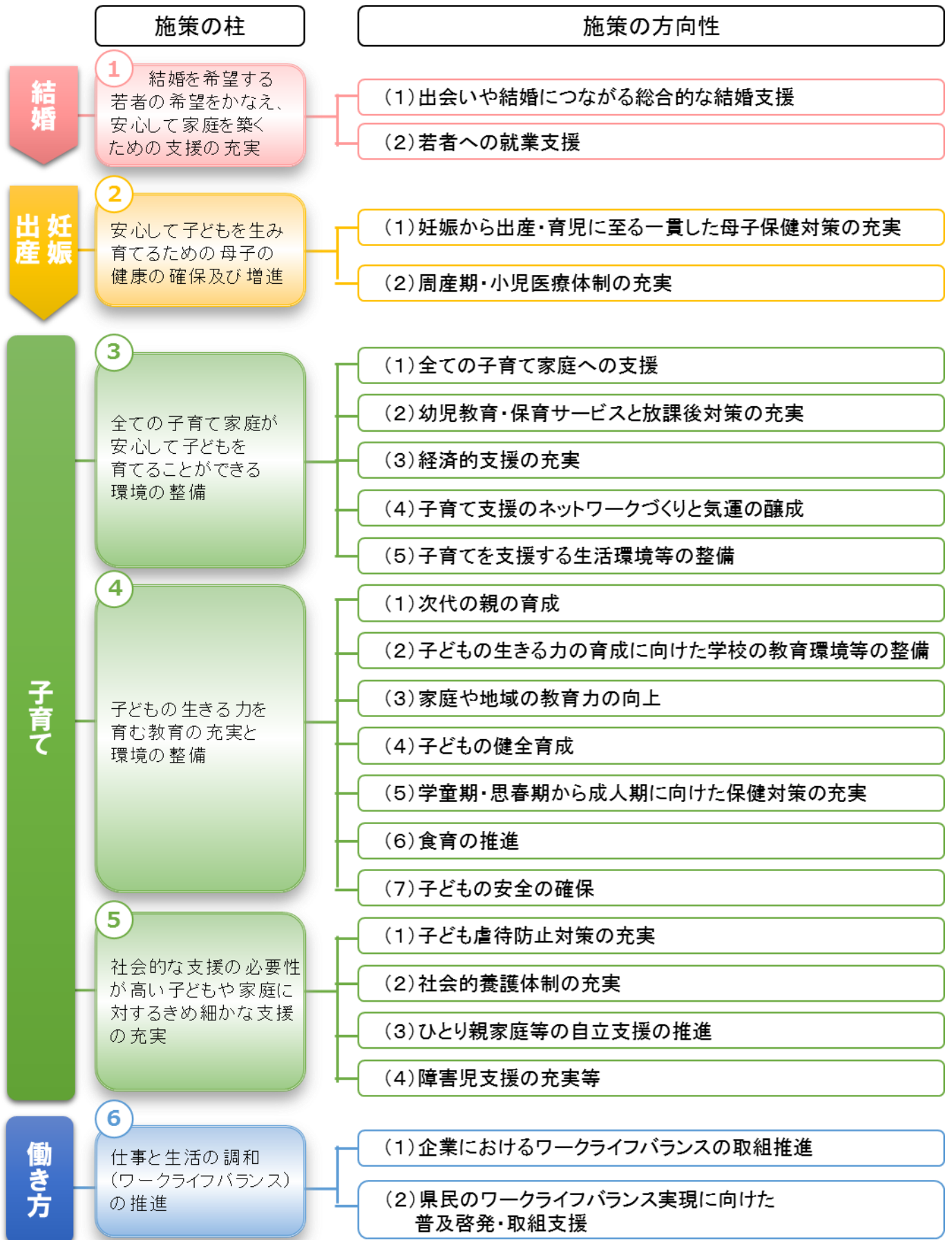
結婚や出産は個人の生き方や価値観に関わるもので、個人の自由な選択に委ねられるべきものですが、一方、結婚や出産の希望がかなえられていない現状もあることから、その希望がかなえられる社会を実現するため、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージの進展に応じた切れ目のない支援を行います。

3. 子育て・子を育てる「社会全体」で支える

子育ての一義的な責任は父母などの保護者にありますが、核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化などにより、かつては家庭や地域が担っていた子育てを支援する機能や子どもの健やかな育ちを支える機能が低下し、家庭のみで子育てをすることが困難となっていることから、社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を温かく見守り、支える仕組みや環境の整備を行います。

その際、地域や社会が保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をするという視点も大切にします。

4 施策体系



第4章 具体的施策の展開

結婚

<施策の柱①>

結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実

少子化の大きな要因とされる未婚化・晩婚化が進行する一方で、多くの若者が結婚を希望しています。

結婚は個人の生き方や価値観に関わるもので、個人の自由な意思により選択されることが基本ですが、結婚を希望する若者がその希望をかなえられるよう、社会全体で結婚を応援する環境づくりに取り組みます。

<施策の方向性>

(1-1) 出会いや結婚につながる総合的な結婚支援

地域のつながりの希薄化等に伴い、近所で結婚相手を紹介する仲人等が少なくなるなど、結婚を希望しながら相手と巡り会う機会が少ないといった若者の現状があります。

そこで、若者の結婚の希望をかなえるため、出会いや結婚につながる総合的な取組を県を挙げて進めます。

<具体的な取組内容>

① 市町等と一体的に、結婚支援を推進する体制づくりを進めます。

結婚を希望する若者を、県を挙げて支援するため、市町等の関係者を交えた推進会議を設置し、結婚支援体制の強化を図ります。

数値目標	結婚支援実施市町数	(H26) 9市町 → (H31) 全市町
------	-----------	-----------------------

② 若者が結婚を前向きに捉えられるよう、家庭や子どもを持つことの意義を啓発します。

若者が将来結婚し、家庭を築くことに現実味を持つことができる機会を設け、若者が結婚に対して前向きになることができる環境づくりを進めます。

③ 出会いの機会などの情報提供や結婚に関する相談体制の充実を図ります。

県内各地の結婚支援情報を集約したポータルサイトを構築するなど、結婚を希望する若者に対し、一元的な情報提供ができる環境づくりを進めます。

また、公益財団法人いしかわ子育て支援財団に「婚カフェ」を設置し、結婚を希望する男女が、結婚に関する悩みや不安について気軽に相談できる場を提供します。

④ 結婚を希望する若者に、出会いの機会を提供します。

しあわせアドバイザー「縁結びi s t」により、結婚を希望する若者に対して、結婚相談や出会いの機会の仲介を行います。

また、商店街や企業が行う独身男女の出会いイベントの開催を支援し、より多くの男女に出会いの機会を提供します。

数値目標	縁結びist数（累計）	(H26) 253人 → (H31) 500人
------	-------------	-------------------------

⑤ 結婚を希望する若者に、異性とのコミュニケーション方法などを指南します。

異性との接し方に自信がないといったことなどから、出会いの機会を十分に活かさない独身男女に対し、異性とのコミュニケーション方法やマナーなどを指南します。

<施策の方向性>

(1-2) 若者への就業支援

結婚を希望していながら、経済的理由から結婚をためらう若者もあり、安定した就労の確保が重要となっています。

そこで、若者が安心して家庭を築くことができるよう、在学時からキャリア形成の支援に取り組むとともに、若者の職業意識の形成や就業支援に取り組めます。

<具体的な取組内容>

① キャリア教育を推進し、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。

全ての学校でキャリア教育を意識した授業実践に努めます。また、発達の段階に応じ、中学校においては職場体験、高等学校においてはインターンシップなどの体験活動を実施します。加えて、専門高校においては、産業界と連携してものづくり人材の育成を図るなど職業教育の質の向上を目指し、企画力やチャレンジ精神を持った地域を支える人材の育成を図ります。

② ジョブカフェ石川などにより若者への職業意識の形成や就業支援を図ります。

ジョブカフェ石川やヤングハローワーク金沢などが連携して、中高生や大学生等に対する職業意識の形成支援から職業相談・就職支援まで若年者の就職に関するサービスをワンストップで提供し、若年者の就職を支援します。

数値目標	新規学卒者の早期離職率（大学）	(H23.3 卒3年後) 33.1% → (H28.3 卒3年後) 30%
------	-----------------	--

妊娠・出産

<施策の柱②>

安心して子どもを生み育てるための母子の健康の確保及び増進

母子の健康の確保及び増進は、全ての子どもが健やかに成長していく上での健康づくりの出発点であり、次代を担う子どもを健やかに育てるための基盤となります。

地域において母子が安心して生活できるよう、関係機関と連携を図りながら、妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組みます。

<施策の方向性>

(2-1) 妊娠から出産・育児に至る一貫した母子保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保するため、市町や関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行うとともに、不妊に悩む方への支援の充実に努めます。

① 妊娠初期から出産・育児に至る一貫した健康管理に努めます。

市町が行う母子保健事業への支援を行うとともに、医療機関、助産所など関係機関との連携を図り、妊娠から出産、育児に至るまで継続した支援を行います。特に、妊娠・出産・育児において困難さを抱える家庭に対する継続した支援、育児不安の大きい新生児期における新生児訪問などのきめ細かな支援、乳幼児健診の未受診家庭への積極的な支援を実施します。

また、妊娠届出・母子健康手帳交付等の機会を通じて、妊婦健康診査の受診勧奨や母子健康手帳等の効果的な活用を推進するとともに、妊娠中の喫煙や飲酒による妊婦や子どもへの影響などに関する正しい知識の普及を推進します。

数値目標	新生児訪問実施率（乳幼児含む）	(H25) 97.5% → (H31) 98%
	乳幼児健診受診率	(H25) 97.3% → (H31) 98%
	乳幼児健診未受診者把握率	(H25) 99.2% → (H31) 100%

② 妊婦等を支える地域の支援体制の整備を行います。

妊娠期から子育て期に至るまでの支援について、地域の実情に応じた体制の整備を行います。特に、産前産後のサポート体制の充実・強化を図ります。

数値目標	妊娠 11 週以下での妊娠届割合	(H25) 91.7% → (H31) 94%
------	------------------	-------------------------

③ 妊産婦にやさしい環境づくりを進めます。

妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保には、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、県民、企業、行政がそれぞれの立場から取り組むことが重要であり、こうした妊婦にやさしい環境づくりのシンボルとして、マタニティマークの普及啓発を進めます。

④ 働く女性の職場での産前・産後における健康の保持・増進を図ります。

産前産後休暇など母性保護制度の普及啓発を進めます。特に健康診査等の結果、通勤緩和や休憩に関する措置などが必要な妊産婦に対し、母性健康管理指導事項連絡カードの積極的な活用を進めます。

⑤ 「母乳で育てる」環境づくりを進めます。

母乳栄養による育児は母子双方にメリットが大きいことから、希望する母親が母乳栄養による育児をしやすい環境づくりに取り組みます。

⑥ 子どもの疾病について、早期発見に努めます。

子どもの疾病の早期発見及び早期対応等に資するよう、全ての新生児に対し、先天性代謝異常検査を実施します。

⑦ 子どもの事故予防のための普及啓発を推進します。

不慮の事故、乳幼児突然死症候群、乳幼児揺さぶられ症候群等による乳幼児死亡を予防するため、普及啓発を充実するとともに、家庭や保育所、地域における環境整備を推進します。

⑧ 多胎児、低出生体重児、慢性疾患児家庭等への支援に努めます。

多胎妊娠や慢性的疾患を持つ妊婦、低出生体重児、慢性疾患児など、妊娠中の健康管理や育児上困難を抱えやすい家庭に対して、医療機関、市町、県保健福祉センター等が連携し、母と子の健やかな成長を支援します。

また、妊婦健康診査で発見された HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス-1 型）について、母子感染を予防するための体制の整備を図ります。

⑨ 産後うつ病の早期発見や適切な支援に努めます。

産後はホルモンの変化や育児ストレスなどで精神的に負担のかかる時期であるため、産科医療機関、精神科医療機関、市町など関係機関と連携し、産後うつ病等の早期発見や適切な支援、産後のメンタルヘルスの普及啓発に努めます。

また、育児不安の強い親や子どもとの関わりに悩む親同士のグループ活動を支援します。

⑩ 妊婦及び乳幼児の歯と口腔の健康づくりを支援します。

妊婦に対する歯科検診の受診を促進し、妊娠中の歯周疾患予防のための保健指導の充実を図るとともに、市町の歯科健診や歯科保健指導等により、子どものむし歯予防についての普及啓発を図ります。

⑪ 不妊相談と不妊治療費の助成を実施します。

不妊で悩む夫婦に対し、不妊検査・治療の方法や医療機関情報の提供、不妊の悩み等に関する相談を実施するとともに、保険適用となっていない体外受精、顕微授精に係る

治療費の助成を実施します。また、薬物治療や人工授精など比較的初期の段階で行われる治療に対しても助成し、不妊治療の相談から高度な治療まで総合的な支援を行います。さらに、男性不妊への支援体制の充実を図るとともに、不妊についての正しい知識の啓発を図ります。

⑫ 妊娠110番を設置し、妊娠に悩む女性の支援を行います。

望まない妊娠など、妊娠を継続するかどうかの悩みに対する専門の電話・メール相談を実施します。

⑬ 妊娠・出産等の正しい知識の普及啓発を進めます。

安心・安全な妊娠・出産につながるよう、大学生などの若い世代に対し、妊娠・出産等に関する医学的な情報提供を推進します。

数値目標	妊娠・出産等に関する医学的知識の普及啓発講座受講者数(累計)	(H26) 650人 → (H31) 2,100人
------	--------------------------------	---------------------------

⑭ 母子保健に関する地域の課題を踏まえた取組を推進するとともに、母子保健を担う人材の育成に努めます。

母子保健に関する取組について、広域的・専門的な立場から課題の把握等を行い、市町と連携して、地域の実情を踏まえた対策を推進します。また、母子保健関係者の専門性の向上に努めます。

<施策の方向性>

(2-2) 周産期・小児医療体制の充実

多胎児や低出生体重児の出生割合が高止まりで推移しているなど、リスクの高い妊産婦・新生児の受け入れ体制の確保が求められているため、高度周産期医療体制の充実・強化を図るとともに、地域の産科、小児科医等の確保に向けた取組を推進します。

① 周産期医療体制の充実・強化を図ります。

県立中央病院に設置している総合周産期母子医療センター（いしかわ総合母子医療センター）において、重度の妊娠高血圧症や切迫早産などリスクの高い妊婦のための母体・胎児集中治療室（MFICU）と高度な医療が必要な新生児を受け入れる新生児集中治療室（NICU）を活用し、専任のスタッフが24時間体制で適切な医療を提供します。

さらに、建設予定の新県立中央病院では、総合周産期母子医療センターを手術室や小児科病棟と同一フロアに配置し、産科医師と小児科医師の連携を強化するなど、より充実した体制を整備します。

② 母親の心のケアに配慮した周産期医療の充実に努めます。

低出生体重児等を出産した母親への心のケアを行うため、県内の低出生体重児治療を

行っている医療機関に臨床心理士を派遣します。

③ 産科・小児科医等の確保に向けた取組を実施します。

地域の病院で勤務する産科医や小児科医など、不足する診療科の医師を支援するサポート体制を構築します。また、将来、医師不足地域の医療機関において、産科・小児科医等の特定診療科医師として従事しようとする医学生等に対して修学資金を貸与します。さらに産科医を確保するため、分娩手当を支給し、その処遇の改善を図る分娩取扱機関を支援します。

④ 小児救急電話相談を実施します。

夜間における子どもの急な発熱などの際に、保護者が今すぐ医療機関に行くか否かの判断についてのアドバイスを小児科医等から受けることができる電話相談を実施します。

■相談時間 午後6時から翌朝8時（毎日）

⑤ 子どもの急病時の対処法や適正受診の在り方についての普及啓発を進めます。

子どもの急病時の対処法について、症状ごとにわかりやすく掲載した「子どもの救急ガイドブック」を作成し、市町実施の乳幼児健診時や保育所・幼稚園・認定こども園、小児科を標榜する救急告示病院へ配布し、日頃から子どもの症状に応じた対応の仕方に関する理解を深め、いざという時にも落ち着いた対応ができるよう普及啓発を進めます。

また、小児科医が、保護者に対して、子どもの急病時の救急受診を含めた対処法などについて講話することにより、保護者の安心感を確保するとともに、適正受診の在り方について保護者とともに考える出前講座を実施します。

⑥ 小児慢性特定疾病など長期の療養が必要な子どもとその家族を支援します。

小児慢性特定疾病など長期の療養が必要な子どもと家族に対する相談支援の充実・強化を図るため、自立支援員を配置するとともに、関係者に対する研修会の開催、親の会、患者会の育成・支援を行い、小児慢性特定疾病等に関する理解と支援の輪を広げます。

また、家から遠く離れて入院治療を行う家族のための低額宿泊施設の紹介を行います。

子育て

<施策の柱③>

全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることができる環境の整備

核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化を背景とし、子育て家庭が孤立化し、子育てについての不安や悩みを抱く人が増えています。

このような状況を踏まえ、保護者が子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるよう、それぞれの家庭の子育ての状況に応じた子育て支援の取組を進めます。

＜施策の方向性＞

(3-1) 全ての子育て家庭への支援

未就園児（0～2歳児）は、その半数以上が在宅で育児されており、核家族化の進行等により育児の孤立化が指摘されていることから、在宅育児家庭への支援を強化します。

また、子ども・子育て支援新制度については、子どもや子育て家庭が、必要とする幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、市町とも連携し、事業者への支援や情報提供などを行います。

① 「マイ保育園登録制度」を通じて、全ての子育て家庭を支援します。

特に子育てに関する不安の多い出産前後から3歳に達するまでの間、育児の専門家の支援を受けて安心して過ごすことができるよう、身近な保育所や認定こども園を登録する「マイ保育園登録制度」を継続して実施し、おむつ交換等の育児体験、リフレッシュのための一時預かり、育児の専門家である保育士等による育児相談を行います。

数値目標	マイ保育園利用登録率	(H25) 60.3% → (H31) 75%
------	------------	-------------------------

さらに、マイ保育園を子育て家庭にとってより魅力あるものとするため、子育て家庭の多様なニーズに対応し、自ら積極的に創意工夫を凝らした取組を行う保育所や認定こども園を支援します。

② 「子育て支援コーディネーター」を養成し、全ての保育所・認定こども園に配置します。

「子育て支援プラン」の作成をはじめ、地域の子育て家庭に対する各種子育て支援サービスの利用を総合的にコーディネートする「子育て支援コーディネーター」を養成し、全ての保育所・認定こども園への配置を進めます。

数値目標	子育て支援コーディネーター 配置率（保育所・認定こども園）	(H25) 92.8% → (H31) 100%
------	----------------------------------	--------------------------

③ 「子育て支援総合アドバイザー」を養成し、各市町に配置します。

マイ保育園における子育て支援活動をより効果的なものとするため、各市町に子育て支援総合アドバイザーを配置し、マイ保育園の子育て支援コーディネーターが行う支援について助言、指導等を行います。

数値目標	子育て支援総合アドバイザー 配置市町数	(H26) — → (H31) 全市町
------	------------------------	---------------------

④ 利用者支援事業の実施を促進します。

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、県内全ての市町において子育て支援総合アドバイ

ザーが個別のニーズに応じた子育て支援情報の提供や相談等を行う利用者支援事業の実施を進めます。

⑤ 「在宅育児家庭通園保育モデル事業」を実施します。

子ども・子育て支援新制度においても、在宅育児家庭の3歳未満の子どもは、幼稚園・保育所・認定こども園のいずれの施設も通園利用できないことから、通園に準じた保育を受けられるようにすることで、同世代の子どもや親以外の大人との関わりの中で子どもが健やかに育つ機会を提供するとともに、保護者の子育てに関する精神的不安の更なる軽減を図ります。

数値目標	在宅育児家庭通園保育モデル事業の利用者満足度	(H26) — → (H31) 80%
------	------------------------	---------------------

⑥ 「パパママ子育て塾」により、実際に保育体験をしながら、育児のノウハウを学ぶ機会を提供します。

初めての子どもの育児に不安がある親子を保育所・認定こども園で受け入れ、保護者は保育士とマンツーマンで子どもとの関わり方を学び、子どもは同年代の子どもと一緒に過ごすことにより社会性を身につける機会の提供を進めます。

こうした機会を通じて、育児のノウハウの習得だけでなく、実際に多くの子どもに触れることで、子どもの育ちへの理解を進め、育児不安の解消を図ります。

⑦ 子育て中の親同士が議論を通じて、自分なりの子育ての仕方を習得することを支援します。

子育て中の親同士が子育てについて自らが抱える悩みや不安などをグループで話し合い、議論を重ねる中で、自分にあった子育ての仕方を学ぶ機会（ピア・カウンセリング）の提供を図ります。

⑧ 保護者の多様な保育ニーズに応じて、一時預かりやショートステイなどのサービス提供を図ります。

冠婚葬祭やリフレッシュなど一時的な保育ニーズに対応する「一時預かり」を身近な保育所・認定こども園や地域子育て支援拠点等で提供するとともに、仕事の都合など一定期間の保育ニーズに対応する児童養護施設等での「ショートステイ（7日以内の宿泊）」や「トワイライトステイ（夜間の預かり：6カ月程度まで）」を提供します。

数値目標	ショートステイ	(H25) 8市町 → (H31) 全市町
------	---------	-----------------------

⑨ 地域子育て支援拠点の拡充を図ります。

子育て中の親と子が、身近な場所で気軽に集って交流し、情報交換などができ、保育士等の専任スタッフが、子育て家庭からの相談に応じる地域子育て支援拠点の拡充を図ります。

数値目標	地域子育て支援拠点	(H25) 106 か所 → (H31) 133 か所
------	-----------	-----------------------------

⑩ インターネットによる情報発信を進めます。

公益財団法人いしかわ子育て支援財団がホームページ（いしかわ おやコミ！. net）で提供している子育て支援情報の充実を図ります。

子育てに関する悩みや質問に答えるQ&Aの充実や、必要な情報を容易に検索し利用できるよう、利便性の向上に取り組みます。

⑪ 子育てに関する情報提供・相談支援体制の充実を図ります。

全ての市町の児童相談窓口で子育てに関する幅広い相談に応えるとともに、より専門的な相談には県の児童相談所の専門家が対応します。

また、マイ保育園や地域子育て支援拠点での相談支援のほか、幼稚園における子育て相談を実施するとともに、地域の身近なところで子育て支援サービスの情報提供や利用相談ができる環境づくりを進めます。

⑫ 子ども・子育て支援事業に従事する人材の資質の向上を進めます。

地域の実情に応じて市町が実施する子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保及び資質向上のため、市町と連携し、研修の提供等を行います。

<施策の方向性>

(3-2) 幼児教育・保育サービスと放課後対策の充実

本県では、保育所の普及率が高く、保育サービスは量的には概ね充足していることから、今後は両親の就労の状況等に関わらず、全ての家庭の子どもに良質な環境で育つ機会を提供するため、幼児教育・保育サービスの質の更なる向上を図ります。

また、子どもの放課後の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブについても、質の向上に向けた取組を推進します。

① 幼児教育・保育サービスの質の向上に努めます。

幼児教育・保育サービスの質の向上を図るため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修を実施するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園における職員の資質・専門性の向上に向けた取組を支援します。

数値目標	幼児教育・保育に関する研修	(H25) 4,800 人 → (H31) 5,500 人
------	---------------	-------------------------------

② 幼稚園・保育所・認定こども園の連携を深めます。

人間形成の基礎となる就学前の子どもに質の高い幼児教育・保育サービスを提供するために、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質の向上に努めるとともに、3歳以上児の教育カリキュラムを共通化する等の工夫や、幼稚園・保育所・認定こども園の職員の相互交流を進めるなど一層の連携を図ります。

③ 働く保護者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。

保育所における延長・夜間保育、休日保育の実施とともに、病児・病後児保育の充実に取り組みます。また、幼稚園における預かり保育について、夏休みなどの長期休業日における実施の拡大に向けて取り組みます。

数値目標	病児・病後児保育（病児・病後児対応型）	(H25) 36 か所 → (H31) 40 か所
	幼稚園預かり保育（長期休業日）	(H25) 69% → (H31) 80%

④ 放課後児童クラブの質の向上に努めます。

子どもの就学後の保育ニーズに切れ目なく対応するため、放課後児童クラブの開所時間の延長促進を図るとともに、子どもの心身の健全な育成を図る観点から、放課後児童支援員研修の充実など、放課後児童クラブの質の向上に努めます。

また、研修においては、放課後子供教室の指導員も対象とし合同で開催するなど、教育委員会とも連携を図りながら取組を進めていきます。

数値目標	放課後児童クラブ	(H26) 267 クラブ → (H31) 300 クラブ
	放課後児童クラブ開所時間延長実施率	(H26) 37.9% → (H31) 60%

⑤ 放課後子供教室の取組を支援します。

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、勉強やスポーツ・文化活動等を実施する放課後子供教室の取組を支援することにより、子どもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

<施策の方向性>

(3-3) 経済的支援の充実

子育てに関する不安の中で一番大きな割合を占める経済的不安の解消に向け、経済的負担の軽減を図ります。特に、3人以上の子どもを持つ多子世帯において、経済的不安が大きいことから、多子世帯への経済的支援に重点的に取り組みます。

① 乳幼児医療費の助成を行います。

乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進するため、医療費の一部を助成します。

② ひとり親家庭における医療費を助成します。

母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を助成します。

③ 小児慢性特定疾病に対する医療費を助成します。

小児慢性特定疾病は、その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、当該疾病の研究を推進し、その医療の確立と普及を図るとともに、患者家族の医療費の一部を助成します。

④ 多子世帯の保育料の負担軽減を図ります。

18歳未満の子どもが3人以上いる多子世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の保育料を無料化します。

⑤ プレミアム・パスポートを発行し、多子世帯を支援します。

18歳未満の子どもが3人以上いる多子世帯（第三子を妊娠中の世帯を含む。）の経済的な負担を軽減するため、県内の企業等に協力を求め、利用料金などの割引や特典を提供する「プレミアム・パスポート事業」を実施します。

数値目標	プレミアム・パスポート事業協賛店舗数	(H25) 2,291店舗 → (H31) 3,000店舗
------	--------------------	-------------------------------

⑥ 奨学金制度により、高校・大学等への進学を支援を図ります。

経済的な理由により高校、大学等への進学が困難な者に対し、学資の貸与等を行うことにより、修学機会の確保を図ります。

数値目標	奨学金募集人員	(H25) 419人 → (H31) 必要枠の確保
------	---------	---------------------------

⑦ 県営住宅入居に際して、多子世帯に優遇措置を講じます。

県営住宅の入居の際には、65歳以上の高齢者世帯やひとり親世帯・子ども連れのDV被害者などとともに、3人以上の子どもを持つ多子世帯に対して優遇措置を講じます。

<施策の方向性>

(3-4) 子育て支援のネットワークづくりと気運の醸成

地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに向けて、高齢者・地域ボランティア、NPOなど地域活動団体の相互交流を促進するとともに、ネットワークの構築を図ります。また、企業による子育て支援活動を促進します。

① 子育てサークルや母親・父親クラブ等の地域活動を支援します。

子どもを持つ親同士がお互いの親睦を図りながら、子育てや子どもを取り巻く様々な問題について話し合う子育てサークルや母親・父親クラブ等の活動を支援します。

② 子育て支援に祖父母世代の力の活用を進めます。

祖父母世代が参加した子育て支援に取り組む地域のNPO等の活動に対し助成することが、祖父母世代が子育てに関わるきっかけづくりを支援します。

③ 子育てにやさしい企業の活動を支援します。

社会全体とりわけ企業等が積極的に子育て支援に取り組んでいく環境を整備するため、企業等が主体となって構成される「子育てにやさしい企業推進協議会」の活動を支援します。

④ 企業の協力による子育て支援事業の実施を進めます。

子育て支援の寄附を目的としたサービスや商品を提供する企業を県が認定し、認定企業が取りまとめた県民からの寄附金を子育て支援事業に活用する「エンゼル・サポート事業（県民参加型ふるさといしかわ応援事業）」を実施します。

⑤ 企業が地域の子育て支援NPO等を応援できる仕組みづくりに取り組みます。

子育てを応援したいと考える企業の人材等を、それを必要とする子育て支援NPO等に提供できる仕組みづくりに取り組み、企業による地域の子育て支援の一層の充実を図ります。

⑥ いしかわエンゼルマーク運動を展開します。

社会全体で子育てを支援する気運を高めるため、全ての子育て家庭を対象に子育て応援サービスを行う企業等を、いしかわエンゼルマークの店として認定し、認定店が実施する子育て応援サービスに関する情報をホームページにより子育て家庭に発信します。その運動の中で、毎月19日の「県民育児の日」の普及啓発を図ります。

数値目標	エンゼルマーク運動認定店舗数	(H25) 1,215 店舗 → (H31) 1,500 店舗
------	----------------	---------------------------------

<施策の方向性>

(3-5) 子育てを支援する生活環境等の整備

妊産婦や子育て世帯が、安全で安心して生活できるよう、良質な住宅、良好な住環境の確保を図るとともに、安全、安心なまちづくりの推進に取り組みます。

① 県営住宅入居に際して、多子世帯に優遇措置を講じます。（再掲）

県営住宅の入居の際には、65歳以上の高齢者世帯やひとり親世帯・子ども連れのDV被害者などとともに、3人以上の子どもを持つ多子世帯に対して優遇措置を講じます。

② 安全・安心なまちづくりのための普及啓発を推進します。

子どもや子ども連れの親等が犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や防犯灯整備等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計が盛り込まれるよう、関係機関との連携及び普及啓発を推進します。

③ 歩行空間のバリアフリー化や通学路の安全対策を進めます。

子どもや高齢者、障害者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の段差解消やバリアフリー対応型信号機等の整備、歩行空間のバリアフリー化を推進します。また、安全な通行を確保するため、通学路の安全対策に取り組むとともに、交通安全施設の整備・改良等を実施し、交通安全対策を推進します。

④ 公益的建築物のバリアフリー化を推進します。

病院、百貨店、官公庁、学校その他不特定多数の者が利用する建築物において、段差の解消や授乳所等の設置などバリアフリー化を図り、子育てにやさしい環境の整備を推進します。

数値目標	公益的建築物のバリアフリー化率	(H25) 59% → (H27) 70% ※新長期構想の目標に準ずる
------	-----------------	--

⑤ 妊婦にやさしい環境づくりを進めます。(再掲)

妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保には、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、県民、企業、行政がそれぞれの立場から取り組むことが重要であり、こうした妊婦にやさしい環境づくりのシンボルとして、マタニティマークの普及啓発を進めます。

⑥ 「赤ちゃんの駅」の登録・普及を進めます。

乳幼児を連れての外出中に授乳やオムツ替えなどで立ち寄ることができるような施設を「赤ちゃんの駅」として登録・普及を進めます。

⑦ 祖父母・親・子の3世代が同居または近居を始める際の住宅建築費等を助成します。

子育て中の親世代の孤立化を解消するとともに、子どもの急病時などに共働きの親が祖父母世代から直接サポートを受けられるような子育て環境を拡大させるため、祖父母・親・子の3世代が同居または近居を始める際の住宅建築費等を助成します。

<施策の柱④>

子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

子どもの生きる力を育むため、将来の自立した生活に必要な幅広い知識と教養を身につけ、体力の向上を図り、豊かな心を育む教育の充実を図るとともに、異年齢の子どもと交流できる体験活動の場の創出などの環境整備を進めます。

＜施策の方向性＞

(4-1) 次代の親の育成

次代の親となる子どもが、命の大切さや、子どもを生み育てることの意義・喜び、そして、男女が協力して家庭を築くことについて、理解を深めることができる機会の提供を図ります。

また、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの重要性について考える機会の提供を図ります。

① 「赤ちゃん登校日事業」等の拡充を進めます。

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子どもの他人と関わるコミュニケーション力が低下していることから、子どもが言葉を話せない赤ちゃんと触れあうことで、「聞く・見る・伝える」といったコミュニケーションの大切さを体感し、人との関わりや命の大切さを学ぶ機会を提供する「赤ちゃん登校日事業」について、実施の拡充を進めます。

また、高校生等が乳幼児との触れ合い活動を通じて、人との関わり方や命の大切さ等について学ぶ機会を設けます。

数値目標	乳幼児との触れ合い育児体験 実施高校数	(H26) — → (H31) 40校
------	------------------------	---------------------

② 学校や家庭・地域において、子どもに男女共同参画社会についての理解を深めてもらいます。

若い世代のうちから男女共同参画について理解してもらうことが大切であることから、大学生を対象にワークショップを開催するほか、小学生を対象とした副読本を作成し、学校において活用してもらうなど、男女共同参画の理解を深める取組を進めます。

また、親子が参加する地域行事等において、男女共同参画の啓発ツールを活用し、意識啓発を行います。

＜施策の方向性＞

(4-2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代を担う子どもの生きる力の育成に向けて、確かな学力の向上を図る教育環境の整備、豊かな心の育成を図る様々な体験活動、体力の向上と健康増進を図るスポーツ活動や外遊びを推進します。

特に、学校教育において、子どもの成長段階に応じて、命の大切さや、子どもを生み育てることの意義・喜び、そして、親となることに伴う責任について、理解を深めることができる学習機会の提供に取り組みます。

① 児童生徒や保護者のニーズに対応した学校づくりを進めます。

教育に対するニーズが多様化する中、一人ひとりの能力・適性等に応じた教育を展開し、児童生徒や保護者等のニーズに対応できる学校づくりを進めます。

② 優れた教員の育成・確保に努めます。

教員を目指す学生が実践的指導力を身に付けられるよう、大学と連携して教員養成を進めるとともに、教員の採用選考に当たって、教育的愛情と責任感・使命感を持ち、実践的指導力のある人材を確保します。また、採用後は、今日の教育を取り巻く様々な課題に対応できる人材の育成を図ります。

③ 男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てます。

小・中・高等学校の教育課程において、発達の段階に応じて、小学校では家庭生活を大切にすることを育み、中学校では家庭の機能について理解を深め、高等学校では家族・家庭の意義、家族・家庭と社会の関わりについての学習を進めます。

④ 中高生の保育体験を推進します。

中学生の職場体験活動や高校生の子育て体験活動を推進します。

⑤ 体験活動を通じて、豊かな心の育成に努めます。

体験活動を通じて、地域の文化への理解を深め、自然保護の大切さや思いやりの心を育むことを目的に、「いしかわ子ども自然学校事業」をはじめとした体験活動を提供します。

数値目標	いしかわ子ども自然学校参加者数	(H25) 5,984人 → (H27) 5,400人 ※石川県教育振興基本計画に準ずる
------	-----------------	---

⑥ 子どもの運動習慣の動機づけに取り組めます。

小学校においてインターネットを活用した運動プログラム「スポチャレいしかわ」を実施するほか、スポーツや外遊びなどの日常的な運動習慣の動機づけに取り組む、子どもの体力の向上を図ります。

数値目標	スポチャレいしかわ登録クラス数の割合	(H25) 66% → (H31) 80%
------	--------------------	-----------------------

⑦ 省エネ・節電などの環境保全活動を推進し、環境に関する意識の醸成を図ります。

学校や家庭等において、環境保全活動や環境教育を進めるため、本県独自の環境マネジメントシステムである「いしかわ版環境ISO」を普及するとともに、未就学児の環境に対する感性を育て、環境に優しいライフスタイルを実践する保育所・幼稚園・認定こども園を認定し、幼児期における環境意識の醸成を図ります。

また、家族と一緒に楽しく環境保全活動に取り組んだ未就学児を「いしかわエコレンジャー」に、一緒に取り組んだ家族を「いしかわ家庭版環境ISO」エコファミリーに認定し、子育て世代の環境保全活動を推進します。

⑧ 公立学校施設の整備充実に努めます。

多様化した教育内容・学習形態に対応し、児童生徒に安全な学習環境を確保するため、学校施設の整備充実に努めます。

⑨ 児童生徒の安全確保のため、学校安全のための対策を図ります。

「石川の学校安全指針」（平成 25 年 8 月改訂）の周知徹底を図るとともに、各学校の安全教育と安全管理の一層の充実に努めます。さらに、講習会や通知等を通じて教職員の危機管理意識及び指導力の向上を図ります。

⑩ 幼児期と児童期をつなぐ社会性の育成を進めます。

幼児期から児童期への生活や学びの連続性を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校とが連携し、関係者の交流活動等を行い、発達段階に応じた社会性や道徳性の育成を進めます。

⑪ 奨学金制度により、高校・大学等への進学が困難な者に対し、学資の貸与等を行うことにより、修学機会の確保を図ります。（再掲）

経済的な理由により高校、大学等への進学が困難な者に対し、学資の貸与等を行うことにより、修学機会の確保を図ります。

<施策の方向性>

(4-3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもの心身の健やかな成長を支えていくためには、子どもの成長段階に応じた適切な家庭教育が基盤となることから、子どもの教育を担う第一義的責任を有する保護者等に対して、親子の育ちを応援する学習機会の充実など、家庭教育支援の一層の充実に努めます。

また、子どもは多くの人との関わりや様々な体験を通じて育まれることを踏まえ、家庭・学校だけでなく、地域の教育力の向上を図るため、地域における教育活動への支援に取り組みます。加えて、次代を担う子どもたちの未来を切り拓く力の基礎として、郷土の伝統・文化や歴史を深く理解し、尊重する心や自然を愛護する心の育成を図ります。

① 保護者向け冊子や講座を提供し、親学びを支援します。

県内全小中学校と連携し、新小・中学 1 年生の保護者に対して、規則正しい生活習慣を身につけることの重要性などを周知します。

② 家庭教育電話相談やカウンセリングを実施します。

家庭での教育に悩みや不安を持つ保護者等が気軽に相談できるよう電話相談を実施するとともに、臨床心理士等によるカウンセリングを行います。

③ 家庭教育テレビ番組を提供します。

乳幼児から高校生までの子どもを持つ保護者等に、家庭や地域での教育についての情報を提供します。

④ 家庭における生活リズムの向上を推進します。

「早寝・早起き・朝ごはん」をはじめとする生活リズムに関する記録カードを作成し、県内幼稚園・保育所・認定こども園の全保護者に配付します。

⑤ 豊かな心を持ちたくましく生きる子どもの育成を支援します。

子どもの公共マナーやルールに関する規範意識を育てるために、地域の婦人団体や青少年育成団体等と学校が連携した活動(グッドマナーキャンペーン等)を実施します。

⑥ 地域の子ども会活動を支援します。

子どもの健やかな成長を図るため、異年齢の子どもが育成者の指導の下、一つになって地域ぐるみの様々な活動を行い、地域の連帯意識を育む子ども会活動を支援します。

⑦ 地域のふるさと活動を支援します。

将来を担う青少年の育成と地域住民の連帯感を醸成するため、地域で受け継がれてきた郷土芸能の育成保存など地域のふるさと活動を支援します。

⑧ 子どもの文化に触れる機会の充実を図ります。

次代を担う子どもたちの豊かな感性や創造性を育むとともに、個性と魅力にあふれる石川の文化が継承・発展されるよう、子どもが文化に触れる機会の充実を図ります。

⑨ 石川県健民運動推進本部が行う子どもや若者の健やかな育ちに向けた取組を支援します。

青少年が家庭や地域に見守られながら、自発的で創造性の豊かな心を育み、社会への参画意欲を高めることができるよう実施する「子ども・若者活動」や、子どもたちの自然を愛護する心や生き物への関心を育むことを目的とした「ふるさとのツバメ総調査」など、石川県健民運動推進本部が行う多様な取組を支援します。

<施策の方向性>

(4-4) 子どもの健全育成

子どもの健やかな成長を支援する環境づくりに向けて、子どもの放課後の遊びと生活の場の提供や、少年非行・犯罪被害防止のための啓発、子どもの携帯電話やインターネットの適正利用等を推進します。

① いしかわ子ども交流センターにおいて多様な支援活動を行います。

子どもや親、これから親になろうとする若者の拠点施設として、子どもの健全育成、子育て支援、若者の自立に向けた支援、子どもの権利擁護など多様な支援活動を行います。

② 放課後児童クラブの質の向上に努めます。(再掲)

子どもの就学後の保育ニーズに切れ目なく対応するため、放課後児童クラブの開所時間の延長促進を図るとともに、子どもの心身の健全な育成を図る観点から、放課後児童支援員研修の充実など、放課後児童クラブの質の向上に努めます。

また、研修においては、放課後子供教室の指導員も対象とし合同で開催するなど、教育委員会とも連携を図りながら取組を進めます。

③ 放課後子供教室の取組を支援します。(再掲)

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、勉強やスポーツ・文化活動等を実施する放課後子供教室の取組を支援することにより、子どもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

④ 「いしかわS & Pサポート制度」による連携を推進します。

小中高生の犯罪や被害に関し、学校と警察が相互に連絡を取り合い、児童生徒の再非行防止及び犯罪被害の未然防止と健全育成に努めます。

⑤ 少年非行防止教室等を開催します。

小中学生に対するピュアキッズスクールなどの少年非行防止教室や、中高生に対して犯罪被害者本人又はその家族が体験談を講演する命の大切さを学ぶ教室などを開催し、社会規範を守ることや命の大切さを教え、規範意識の高揚を図ります。

⑥ 保護者に対する非行・被害防止のための啓発を行います。

警察官、保護司、補導員等が講師となり、保護者を対象とした講座を実施し、小中学生の規範意識の高揚や非行防止のための家庭教育の向上に向けた啓発を行います。

⑦ 非行少年の立ち直りを支援します。

再非行のおそれのある少年に対して、地域社会との絆を構築するため、大学生ボランティアや少年警察ボランティア、地域、関係機関等と協働し、少年の就学・就労に向けた支援、農作業体験活動等、個々の少年の状況に応じた支援活動を実施します。

⑧ 地域の子ども会活動を支援します。(再掲)

子どもの健やかな成長を図るため、異年齢の子どもが育成者の指導の下、一つになって地域ぐるみの様々な活動を行い、地域の連帯意識を育む子ども会活動を支援します。

⑨ 子ども育成指導者の養成を行います。

地域での子どもたちの多様な体験活動をサポートする児童館、青少年団体関係者などの指導者の研修や交流機会の確保を推進します。

⑩ 子どもにとって優良な図書等を推奨します。

子どもが豊かな情操と人間性をもった健全な社会人に成長できるよう、子どもにとって有益な図書等や映画、演劇を推奨し、普及を図ります。

⑪ 青少年のインターネット等の適正利用を推進します。

スマートフォンやインターネット接続機能を備えた携帯型ゲーム機・音楽プレイヤーなどの普及に伴い、青少年が容易にインターネットに接続できる環境が広まり、今後、さらに情報化が進展する中で、インターネットの適正な利用とそこに潜む危険性について、いしかわ子ども総合条例を踏まえ、児童生徒に適切な指導と、保護者への啓発活動を行います。

⑫ 児童生徒のネットトラブル未然防止事業を推進します。

情報技術に堪能な教員による「ネットチェッカーズいしかわ」が弁護士、県警サイバー犯罪対策室と連携の上、プロフィールサイトなどのネット上のパトロールを行い、学校におけるネットトラブルに関する指導を支援し、児童生徒のネット上のいじめ被害に対する早期対応や未然防止に努めます。

<施策の方向性>

(4-5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

生涯にわたる健康づくりを推進するためには、自らが心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるようになることが重要であり、思春期から心身の健康づくりに向けた必要な知識や態度を身に付けるための取組や支援の充実を図ります。

① 子どもの心のケアネットワーク体制を推進します。

ひきこもりや小児うつ、摂食障害や発達障害、子どもの自殺など様々な子どもの心の問題について、病診連携や人材育成を促進し、医療・保健・教育、福祉関係者の連携の下での支援に取り組みます。

② 学校や地域での性に関する正しい知識の普及啓発を進めます。

学校においては、発育発達段階を踏まえた系統的な指導を行うために、児童生徒が自他の生命を尊重しつつ、望ましい行動を選択できるよう、効果的な指導を推進するとともに、性の逸脱行動等に適切に対応するため、研修会を通じて指導力の向上を図ります。

また、県保健福祉センター、地域センターにエイズ・性感染症相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、エイズや性器クラミジア感染症等の検査を実施します。エイズや性感染症予防については学校と連携して、講演会を開催します。

- ③ 薬物乱用防止や未成年に対する喫煙・飲酒防止のための講演会等を開催し、普及啓発に努めます。

薬物乱用防止指導員（学校薬剤師等）が、ビデオ、薬物標本、パネル、リーフレット等を活用し、薬物の性質と薬物のもたらす健康被害について解説し、薬物乱用防止の普及啓発を進めます。

また、未成年者に対して喫煙や飲酒を防止するための教育を推進します。

- ④ 妊娠・出産等の正しい知識の普及啓発を進めます。（再掲）

安心・安全な妊娠・出産につながるよう、大学生などの若い世代に対し、妊娠・出産等に関する医学的な情報提供を推進します。

<施策の方向性>

(4-6) 食育の推進

健全な食生活の実践に向けて、「食」に関する知識と「食」を選択する力の習得を促進するため、多様な主体による食育の取組を進めます。

- ① 家庭における食育を推進します。

子どもの保護者や子ども自身の食に関する関心と理解を深め、家庭における健全な食習慣の確立を図るため、親子がともに取り組む家庭版食育計画の作成と、計画に基づく取組を促進します。

- ② 学校や保育所等における食育を推進します。

子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けさせるための手引書等を活用し、食に関する指導を推進します。

乳幼児期では、おいしく、楽しく食べることで「生きる力」の基礎を養うばかりでなく、遊びを通じて、自然との関わり、人との関わり、料理づくりの関わり、食文化との出会いなどの体験を通じ、望ましい食習慣の定着や食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、食育の推進に努めます。

- ③ 県産食材の学校給食等への導入を促進します。

食材や農業に関する学習や情報提供、県産農産物の活用を通じて、健全な食生活及び地産地消を推進します。

- ④ 地域の自発的な食育推進活動を促進します。

地域における自発的な食育推進活動の充実を図るため、関係団体が連携して取り組む地域版食育推進計画の策定と、計画に基づく取組を促進します。特に、子育て世代の体験型食育を推進する取組の実践を支援します。

また、国が定める食育の日（毎月 19 日）を普及啓発することにより、地域全体での食育の重要性の理解を促します。

<施策の方向性>

(4-7) 子どもの安全の確保

子どもの日常生活における安全の確保等に向けて、地域全体で交通安全対策や犯罪被害防止、被害に遭った子どもの保護の推進に取り組みます。

① 幼児等に対する交通安全教室を実施します。

幼稚園・保育所・認定こども園において、横断歩道の正しい渡り方等を実践的に指導するとともに、保護者に対しても視聴覚機器を活用し、チャイルドシートやシートベルトの正しい使用について啓発します。また、これらの活動が施設、家庭及び地域において日常的に行われるよう、保育士等を対象とした研修会を行うとともに、機会をとらえて女性団体や子育て支援団体等における普及啓発を進めます。

② 子ども110番の家や防犯ボランティアの活動を支援します。

子どもが被害に遭い又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察等への通報を行う「子ども110番の家」に対して、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等の支援を推進します。

また、子どもの見守り活動を取り入れた「自主防犯活動マニュアル」を活用するとともに、防犯ボランティア団体や地域の団体等のリーダーを対象とした研修の実施など、防犯ボランティア活動の充実と裾野の拡大を図り、防犯ボランティア活動を支援します。

③ 子どもの安全情報を地域に対して速やかに提供する体制を整えます。

交番・駐在所広報紙や地域安全ニュース等により、子どもが被害者となる事案や防犯対策に関する情報提供を推進するとともに、地域全体で子どもを犯罪から守るため、警察本部ホームページに事案の発生状況や地図情報、防犯対策を掲載し、子どもの安全に関する情報提供を行います。

④ 被害少年へのカウンセリングによる立ち直りを支援します。

被害少年に対して、専門的な立場からの指導・助言等のカウンセリングや専門機関等への引継ぎを行い、立ち直りを支援します。

<施策の柱⑤>

社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実

一人一人の子どもの健やかな育ちを支えるため、虐待や障害、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対し、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を充実させます。

<施策の方向性>

(5-1) 子ども虐待防止対策の充実

子どもの虐待相談件数が増加傾向にある中、子どもを虐待から守るため、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階において、関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制を整備します。

① 子育て中の親に対する相談援助等の実施により、虐待の未然防止を図ります。

子育て家庭が、気軽に子育てに関して相談できる機会を増やすため、「マイ保育園登録制度」の更なる普及や、地域子育て支援拠点の拡充を進めます。

また、生後4カ月を迎えるまでの、全ての乳児家庭を保健師等が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」において、保護者の子育てに関する不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うなどのほか、支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携し、適切な子育て支援サービスの利用につながるよう支援します。

これらの取組を通じて、子育て家庭の育児不安を解消し、虐待の未然防止を図ります。

② 地域社会全体で子どもを見守り、虐待の早期発見を図ります。

県民に虐待が疑われるケースの積極的な通報を促すとともに、虐待を発見しやすい立場にある福祉、医療、教育、警察などの関係機関が連携を強化し、迅速な対応の確保を図ります。

③ 市町や児童相談所における虐待への早期対応を図ります。

市町における子ども虐待などの相談への適切な対応を確保するため、市町職員への研修を実施するなど、専門的な技術や知識の向上を図るほか、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の活動を支援します。

児童相談所においては、夜間・休日の相談ニーズの増加に対応する24時間連絡体制の実施と、職員の専門性の向上に取り組むとともに、児童福祉司を補佐する児童福祉サポーターを配置し、ケースに応じた効果的な相談援助活動を行います。また、子ども虐待に関する医学的な判断・治療が必要なケースに適切かつ迅速に対処するため、協力病院と連携を進めます。

④ 配偶者等からの暴力の防止と被害者保護対策を推進します。

児童が同居する家庭での配偶者等に対する暴力は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指し、「いしかわパープルリボンキャンペーン」等の啓発活動や若年層に対する予防啓発を行うほか、被害女性の保護や自立支援等に取り組みます。

<施策の方向性>

(5-2) 社会的養護体制の充実

虐待をはじめ子どもの抱える問題の背景が多様化していることなど、社会的養護の役割も変化しており、保護を必要とする子どものそれぞれの状況に応じたきめ細やかな支

援体制づくりに向けて、家庭と同様の養育環境の整備や、児童養護施設等を退所する子どもの自立支援等に取り組みます。

※社会的養護とは

様々な理由により家庭で暮らせない子どもを、家庭に代わって養育する仕組みです。乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設で養育する「施設養護」と、里親やファミリーホームで養育する「家庭養護」があります。

なお、施設養護には、家庭的な環境で養育（家庭的養護）する「本体施設」での小規模グループケアや「グループホーム」があります。

① 家庭養護を推進します。

「家庭養護」を推進するため、児童養護施設等に新たに配置される里親支援専門相談員と連携し、里親制度の周知や新規里親の開拓、ファミリーホームの設置支援、養育の質の向上のための研修を実施するなど、里親への支援の充実を図ります。

また、施設に入所している子どもが家庭的な雰囲気を経験できる家庭生活体験事業（週末里親）を実施します。

数値目標	里親等（里親、ファミリーホーム）委託率	(H26) 13.4% → (H31) 16.3%
------	---------------------	---------------------------

② 児童養護施設等における家庭的養護を推進するなど、養育ケア体制の質の向上を支援します。

児童養護施設等のケア単位の小規模化（小規模グループケア化）や地域分散化（分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の設置）による家庭的な養育環境（家庭的養護）の充実を図ります。

また、施設における養育の質の向上と職員の専門性を高めるための研修を実施するとともに、被虐待児童などの対応について、精神科医師などの専門家とも連携しながら、児童養護施設への支援を行う体制を整備します。

③ 児童養護施設の子どもに対して、入所中から退所後まで継続的に自立支援を行います。

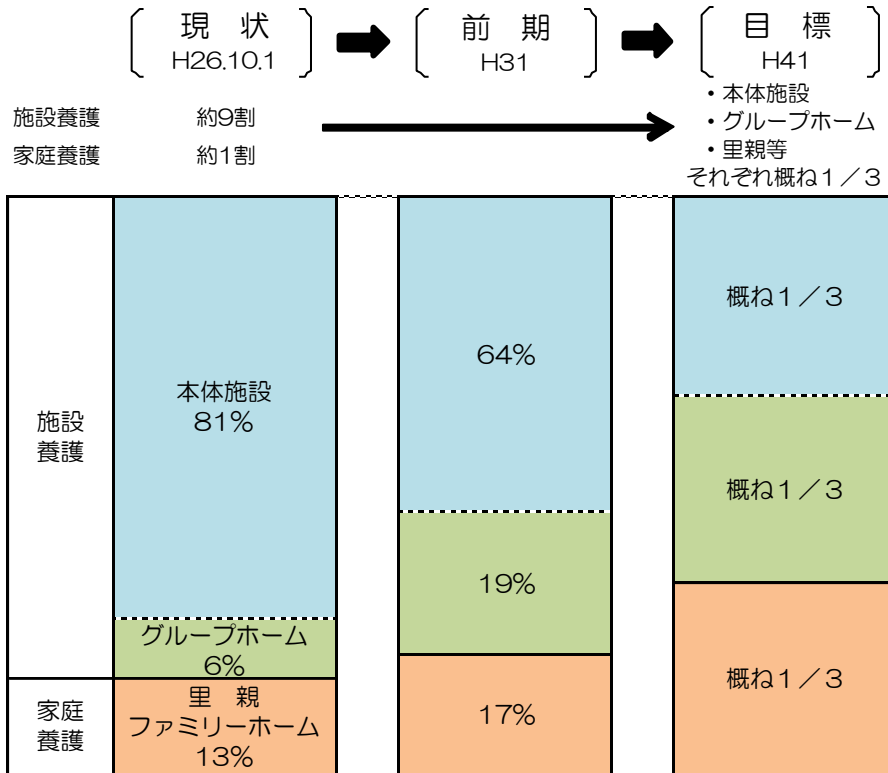
虐待、経済的困窮等様々な理由により児童養護施設等へ入所している子どもに対し、児童の適性に応じた個別の相談支援を行う専門アドバイザーを派遣し、自立した社会人となるための支援をします。

また、家庭復帰に向けた親子関係の再構築、家庭復帰後の虐待の再発防止等に向けた家族支援の充実を図ります。

④ 子どもの権利擁護を推進します。

児童養護施設等や里親の下などで暮らす子どもの権利を擁護するため、必要に応じて権利擁護委員を派遣します。

＜本県における社会的養護の現状と目標＞



＜各期の目標値＞

(単位：人)

区 分	現 状 (H26.10.1)	期 間			
		前 期 (H31)	中 期 (H36)	後 期 (H41)	
需要量推計(措置児童数)	342	350	350	350	
供給量目標	施設養護				
	本体施設	276 81%	226 64%	161 46%	129 37%
	グループホーム	21 6%	65 19%	99 28%	104 30%
	家庭養護				
里親 ファミリーホーム	45 13%	59 17%	90 26%	117 33%	
供給量見込み(定員数)	472	460	428	404	

※各期の目標値は、5年ごとの期末に見直す。

※「需要量推計(措置児童数)」は、今後も同数程度で推移すると推計。

※「供給量見込み(定員数)」は、児童養護施設等が策定した「家庭的養護推進計画」に各期の里親等委託児童数の目標値を加えたもの。

※後期(H41)には、「本体施設」は全て小規模グループケア化。

＜施策の方向性＞

(5-3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭や生活保護世帯を含む生活困窮世帯の保護者及び子ども等の生活の安定と自立の促進に向けて、就業支援や、経済的支援、子育て等の生活支援に取り組みます。

① ひとり親家庭等の就業をサポートします。

ひとり親家庭等の自立を促進するため、専門の相談員を配置し、相談から就職までハローワークなどと連携を図りながら総合的な就業支援を行います。

また、ひとり親家庭の親が就職に必要な資格取得や技能習得のための職業訓練の実施や自立支援給付金の支給などによる支援を行います。

数値目標	母子家庭の母の常用雇用率	(H24) 54.5% → (H29) 60% ※ひとり親家庭実態調査（県実施）により把握
------	--------------	--

② ひとり親家庭等に対する経済的な支援を行います。

経済的な理由により子どもの高校や大学等への進学が困難な世帯や、生活が困窮している世帯に対し、修学資金や生活資金などを低金利又は無利子で貸付を行うほか、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当の支給などによる支援を行います。

また、ひとり親家庭の自立を支援するため、母子・父子福祉センターに養育費相談員を配置し、養育費に関する相談・支援を行います。

③ ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援を行います。

ひとり親家庭等の子どもが望む進路の実現を支援するため、学習支援を行います。

また、ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活できるよう、親の修学や傷病治療などに際して、一時的な家事援助や保育サービス等の提供、放課後児童クラブ利用料の助成を行うほか、母子・父子自立支援員による生活や子育て等に関する相談・支援や、子育てや家事等に関する講習会を開催します。

＜施策の方向性＞

(5-4) 障害児施策の充実等

本県の障害者施策の基本計画である「いしかわ障害者プラン2014」に基づき、障害児等の健やかな成長を促すとともに、一人ひとりの子どものニーズに応じた適切な支援の実施を図るため、障害の疑いがある子どもも含め、早期支援や相談体制の充実、自立までの一貫した支援に取り組みます。

① 障害のある児童生徒のニーズに応じた指導や支援を行います。

児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を効果的に実施するため、地域の教育、福祉、医療、労働等の関係機関による地域支援ネットワークの構築を図ります。

また、個別支援計画を策定し、一貫性のある支援を行います。

② 発達障害児への支援に取り組みます。

アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症等の発達障害児に対し、発達障害者支援センターにおいて、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した継続的な支援を行います。発達障害の中でも、知的障害を伴う自閉症児に対する支援を専門的に行う拠点として、自閉症支援センターにおいて、相談、療育、就労に関する一貫した支援を行います。また、緊急時等の一時保護も行います。

また、学校教育においては、専門相談員、生徒指導発達障害サポートチームの派遣等により、県内の小・中学校、高等学校に在籍する発達障害のある児童生徒を支援します。

③ 聴覚障害児に対する早期支援を図ります。

産科や耳鼻科の医療機関や市町の保健、福祉の関係者が密接に連携し、聴覚障害について早期からの最適な治療・療育の提供を図るとともに、家族への相談支援を行います。

④ 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所やショートステイ事業所の整備を進めます。

地域で障害のある子どもを育てていけるよう、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所やショートステイ事業所の整備を進め、地域における中核的療育支援施設として、児童発達支援センターの圏域ごとの設置を促進します。

また、事業所において、医療的ケアに対応できる介護職員を養成するため、研修を実施するなど体制づくりに努めます。

働き方

<施策の柱⑥>

仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

近年、出産後も仕事を続ける女性が増え、また、子育てをしながら責任ある立場で仕事をしていくことを希望する女性も少なくありません。他方、男女問わず、長時間労働は引き続き解決すべき課題とされています。

子育てをしながらどのように仕事に取り組むかについては個々人の希望により様々ですが、その希望を実現することは、本人のみならず企業や社会にとっても有益であると考えられます。

このように少子化対策のみならず女性の活躍を推進していく観点からも、子育てをしながら安心して仕事を続けていくことができる社会環境の実現を図ることの重要性がますます高まっていることから、これから家庭を築く若者世代なども含め、誰もが仕事と生活に好循環を形作れるような取組を推進していきます。

＜施策の方向性＞

(6-1) 企業におけるワークライフバランスの取組促進

企業におけるワークライフバランスの行動計画である一般事業主行動計画の着実な実行や、ワークライフバランスの取組内容の更なる充実に向けた支援を行い、取組の「質の向上」につなげるとともに、企業の経営者や管理職に対して、子育て中の労働者を応援・サポートする意識を根付かせることにより、子育て中の労働者などが能力を十分に発揮できる、働きやすい職場環境の整備を支援します。

① 一般事業主行動計画の着実な実行や計画内容の更なる充実を支援・促進します。

一般事業主行動計画を策定した企業に対して、専門家を派遣し集中的に支援を行い、その取組や成果を業種ごとにモデル企業として紹介することなどにより、計画の着実な実行や計画更新時における内容の更なる充実に向けた取組の普及を図ります。

② 専門家によるコンサルティングにより、企業におけるワークライフバランスの更なる取組を支援します。

既にワークライフバランスの理解と取組が進んでいる企業に対し、ワークライフバランスの専門知識を持つコンサルタントを派遣し、企業経営の観点も含めた本格的な取組を指導・アドバイスするとともに、コンサルタントによる相談及び企業間の情報交換会の開催などにより、より一層の高みを目指す企業の取組を支援します。

③ 業界団体等と協力しセミナーを開催するなど、企業の経営者や管理職等への普及啓発を行います。

業界団体等と協力してセミナーを開催するなどにより、企業経営者や管理職・人事労務担当者に対し、ワークライフバランスに取り組むメリットや具体的な取組手法を紹介するとともに、「子育て中の社員を応援・サポートする」意識の啓発を行います。

また、育児休業を取得しやすい環境整備について、労使向けセミナーの開催や広報誌などにより、石川労働局とも連携を図りながら、普及啓発を進めます。

数値目標	育児休業取得率(男性)	(H25) 0.6% → (H29) 13% ※国の目標に準じる
	年次有給休暇取得率	(H25) 36.7% → (H29) 完全取得 ※国の目標に準じる

④ ワークライフバランスに積極的に取り組む企業を表彰します。

一般事業主行動計画を策定し、行動計画の内容等を公表する企業を「ワークライフバランス企業」として広く周知するとともに、ワークライフバランス企業のうち特に優れた取組を行っている企業を表彰します。

数値目標	ワークライフバランス表彰企業数	(H26) 45社 → (H31) 70社
------	-----------------	-----------------------

⑤ 男女共同参画を推進するために、具体的な取組を宣言した企業を「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」として認定します。

男性も女性もいきいきと働くことができる職場環境づくりのため、女性の活躍を推進するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の取組や、仕事と育児・介護の両立支援などを推進するワークライフバランスの取組、男女が共に働きやすい職場環境づくりなどの取組について、社内で具体的に取組むことを宣言した企業等を認定し、その取組を支援します。

⑥ 競争入札参加者資格審査に当たり、子育て支援の取組に積極的な企業を適切に評価します。

競争入札参加者資格審査（物品、建築物管理、建設工事）に当たって、子育て支援の取組に積極的な企業を適切に評価するため、一般事業主行動計画を策定し届出した者に対して評価点数を加算します。

<施策の方向性>

(6-2) 県民のワークライフバランス実現に向けた普及啓発・取組支援

学生から労働者まで広く県民に対して、自らのワークライフバランスを実現することの大切さを啓蒙するとともに、働きながら子育てをする際の不安の解消や、両立のノウハウの提供等を行います。

① 育児休業からの復帰とその後の就業継続を支援します。

育児休業中の労働者を対象とした職場復帰セミナーの開催や、子どもの急な病気への対応など仕事と育児の両立の不安や悩みに対して、専門家からのアドバイスの実施などにより、育休からの円滑な職場復帰とその後の就業継続を支援します。

② 大学生に今後のライフプランやキャリアを考える「きっかけ」を提供するためのセミナーを開催します。

これから就職し、社会に出る大学生や短大生に対して、仕事と育児を両立している社会人の先輩の経験談などを通じ、職業選択や今後のキャリアの形成においてライフプラン（結婚、出産、育児など）を意識しておくことで、仕事も家庭も充実した人生に繋がることの理解を促します。

数値目標	ライフプラン・キャリアデザインセミナー実施校（大学・短大）数（累計）	(H26) 4校 → (H31) 19校
------	------------------------------------	----------------------

③ 「県民育児の日」の実施など、県民に対するワークライフバランスの普及啓発を進めます。

子育ての大切さについて理解を深めるとともに、ワークライフバランスについて考える契機とし、地域社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図るため、毎月19日を「県

「民育児の日」と定め、その普及啓発のためいしかわエンゼルマーク運動を進めます。

数値目標	ワークライフバランスの認知度	(H25) 51.4% → (H30) 70% ※県民意識調査により把握
------	----------------	---

<子どもの貧困対策に対する取組概要>

平成 26 年 1 月に制定された「子供の貧困対策の推進に関する法律」第 9 条第 1 項において、都道府県は子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨規定されており、本県でも子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等等を図る取組を進めます。

国の子供の貧困対策に関する大綱における重点項目	石川県における重点施策		
	主 な 取 組	主 な 事 業	掲 載 ページ
1 教育の支援	(1) 大学等進学に対する教育機会の提供		
	・奨学金制度により、高校・大学等への進学の支援を図ります。	・育英資金 ・就学援助（市町事業、小・中学校）	P31、36
	(2) 生活困窮者世帯等への学習支援		
	・ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援を行います。	・低所得世帯児童学習支援事業	P45
2 生活の支援	(1) 保護者・子供の生活支援		
	・ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援を行います。（再掲）	・ひとり親家庭日常生活支援事業 ・生活困窮者自立支援事業	P45
	・家庭における食育を推進します。	・食育実践促進事業	P40
	・児童養護施設の児童に対して、入所中から退所後まで継続的に自立支援を行います。	・退所児童等アフターケア事業	P43
	(2) 子供の就労支援		
	・キャリア教育を推進し、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。	・高校生のインターンシップ体験活動	P22
	・児童養護施設の児童に対して、入所中から退所後まで継続的に自立支援を行います。（再掲）	・退所児童等アフターケア事業（再掲）	P43
	(3) 支援する人員の確保等		
	・ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援を行います。（再掲）	・母子・父子自立支援員の配置	P45
	・児童養護施設等における家庭的養護を推進するなど、養育ケア体制の質の向上を支援します。	・児童養護施設等措置費	P43
(4) その他の生活支援			
・妊娠初期から出産・育児に至る一貫した健康管理に努めます。	・乳児家庭全戸訪問事業	P23	
・県営住宅入居に際して、多子世帯に優遇措置を講じます。	・ひとり親家庭等への優遇措置	P31、32	
3 保護者に対する就労の支援	保護者に対する就労の支援		
	・ひとり親家庭等の就業をサポートします。	・母子家庭等就業・自立支援事業 ・生活困窮者自立支援事業	P45
4 経済的支援	経済的支援		
	・ひとり親家庭等に対する経済的な支援を行います。	・母子父子寡婦福祉資金貸付金 ・児童扶養手当 ・ひとり親家庭養育費相談支援事業 ・ひとり親家庭等医療費助成事業 ・生活福祉資金 ・生活保護	P45

第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方

子ども・子育て支援法では、県及び市町は、幼児期の教育や保育、その他の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関する事業計画を策定することとなっています。

市町事業計画では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、アンケート調査などにより現在の利用状況や利用希望を踏まえて、市町内で必要となる「量の見込み」を設定し、その「量の見込み」に対する提供体制の確保とその実施時期（「確保方策」）について定めます。

県事業計画では、市町事業計画の数値を集計したものを基本として、市町間の広域的な利用を勘案し、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」について定めます。

<「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方>

「量の見込み」 保育の必要性の認定区分ごとに 必要となる利用定員の総数	「確保方策」 「量の見込み」に対して確保しようとする 施設・事業の利用定員の総数
○ 満3歳以上の就学前子ども ⇒ 「1号認定」 ※子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当	特定教育・保育施設 ^{※1} （幼稚園及び認定こども園）の利用定員の総数 （特定教育・保育施設に該当しない幼稚園も含む）
○ 満3歳以上の就学前子どもで保育が必要 ⇒ 「2号認定」 ※子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当	特定教育・保育施設（保育所及び認定こども園）の利用定員の総数
○ 3歳未満で保育が必要な子ども ⇒ 「3号認定」 ※子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当 （「3号認定」はさらに0歳児と1・2歳児を区分）	特定教育・保育施設（保育所及び認定こども園）及び特定地域型保育事業 ^{※2} の利用定員の総数

※1 特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法の規定により、市町が財政支援（施設型給付）の対象として適当であることを確認した教育・保育施設。認可保育所、認定こども園、公立幼稚園（国立を除く）は全て確認を受けることとなる。私立幼稚園は確認を受けないことも可能。

※2 特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法の規定により、市町が財政支援（地域型保育給付）の対象として適当であることを確認した小規模保育や事業所内保育事業。

<新制度で利用できる教育・保育の場>

<div style="background-color: #FFD700; padding: 10px; border-radius: 10px;"> <p>幼稚園 3～5さい</p>  <p>小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校</p> <p>利用時間 定時保育までの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施。</p> <p>利用できる保護者 制限なし。</p> </div>	<div style="background-color: #00AEEF; padding: 10px; border-radius: 10px;"> <p>保育所 0～5さい</p>  <p>就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設</p> <p>利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。</p> <p>利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。</p> </div>				
<div style="background-color: #FFA500; padding: 10px; border-radius: 10px;"> <p>認定こども園 0～5さい</p>  <p>教育と保育を一体的に行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園と保育所の機能や特長をお互に持ち、地域の子育て支援も行う施設です(平成18年に導入)。 ●新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、さらに普及を図っていきます。 </div>	<div style="background-color: #FF69B4; padding: 10px; border-radius: 10px;"> <p>地域型保育 0～2さい</p>  <p>施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業を増やします。 ●保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。 </div>				
<p>3つのポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護者の働いている状況に関わりなく、3～5歳のお子さんも、教育・保育と一緒に受けます。 2 保護者が働けなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。 3 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。 	<p>4つのタイプ</p> <table border="0"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>1 家庭的保育(保育ママ)</p> <p>家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>2 小規模保育</p> <p>少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>3 事業所内保育</p> <p>会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。</p> </td> <td> <p>4 居宅訪問型保育</p> <p>障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅1対1で保育を行います。</p> </td> </tr> </table>	<p>1 家庭的保育(保育ママ)</p> <p>家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。</p>	<p>2 小規模保育</p> <p>少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。</p>	<p>3 事業所内保育</p> <p>会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。</p>	<p>4 居宅訪問型保育</p> <p>障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅1対1で保育を行います。</p>
<p>1 家庭的保育(保育ママ)</p> <p>家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。</p>	<p>2 小規模保育</p> <p>少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。</p>				
<p>3 事業所内保育</p> <p>会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。</p>	<p>4 居宅訪問型保育</p> <p>障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅1対1で保育を行います。</p>				

2 教育・保育の提供区域の設定

本計画において、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定める際の単位となる区域(以下「県設定区域」という。)を設定します。

県設定区域は、各区域内で教育・保育の「量の見込み」(需要)と「確保方策」(供給)のバランスをとるものであり、県が保育所や認定こども園の認可・認定を行う際の判断基準となるものです。

本県では、現在の教育・保育の利用状況が、概ね居住する市町内で収まっていることを勘案して、各市町を1つの区域として設定します。

なお、県設定区域を越える広域的な利用が制限されるわけではありません。

3 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

県では、市町事業計画を集計したものを基本として、県全体及び県設定区域ごとの教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

(3-1) 県全域の「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

		1号認定		2号認定		3号		教育	保育	合計	
		①	②	③	④	⑤	①+②				③+④+⑤
27年度	量の見込み	5,882	2,049	20,274	3,052	11,774					
	確保方策	8,853	303	21,527	3,443	12,263					
	特定教育・保育施設	1,024	303	21,527	3,431	12,221					
	特定地域型保育事業				12	42					
	確認を受けない幼稚園	7,829									
	確保方策－量の見込み		1,225	1,253	391	489					
							7,931	35,100	43,031		
							9,156	37,233	46,389		
							1,327	37,179	38,506		
								54	54		
							7,829		7,829		
							1,225	2,133	3,358		
28年度	量の見込み	5,846	2,022	20,017	3,039	11,877					
	確保方策	8,803	519	21,552	3,520	12,512					
	特定教育・保育施設	2,074	519	21,552	3,482	12,433					
	特定地域型保育事業				38	79					
	確認を受けない幼稚園	6,729									
	確保方策－量の見込み		1,454	1,535	481	635					
							7,868	34,933	42,801		
							9,322	37,584	46,906		
							2,593	37,467	40,060		
								117	117		
							6,729		6,729		
							1,454	2,651	4,105		
29年度	量の見込み	5,838	2,012	19,911	3,025	11,856					
	確保方策	8,778	569	21,720	3,598	12,755					
	特定教育・保育施設	3,049	569	21,720	3,557	12,661					
	特定地域型保育事業				41	94					
	確認を受けない幼稚園	5,729									
	確保方策－量の見込み		1,497	1,809	573	899					
							7,850	34,792	42,642		
							9,347	38,073	47,420		
							3,618	37,938	41,556		
								135	135		
							5,729		5,729		
							1,497	3,281	4,778		
30年度	量の見込み	5,781	1,990	19,650	2,982	11,700					
	確保方策	8,778	568	21,718	3,597	12,757					
	特定教育・保育施設	3,049	568	21,718	3,556	12,663					
	特定地域型保育事業				41	94					
	確認を受けない幼稚園	5,729									
	確保方策－量の見込み		1,575	2,068	615	1,057					
							7,771	34,332	42,103		
							9,346	38,072	47,418		
							3,617	37,937	41,554		
								135	135		
							5,729		5,729		
							1,575	3,740	5,315		
31年度	量の見込み	5,765	1,980	19,578	2,933	11,549					
	確保方策	8,778	568	21,729	3,597	12,757					
	特定教育・保育施設	3,049	568	21,729	3,556	12,663					
	特定地域型保育事業				41	94					
	確認を受けない幼稚園	5,729									
	確保方策－量の見込み		1,601	2,151	664	1,208					
							7,745	34,060	41,805		
							9,346	38,083	47,429		
							3,617	37,948	41,565		
								135	135		
							5,729		5,729		
							1,601	4,023	5,624		

※ 2号認定教育ニーズとは、各市町が実施したニーズ調査の結果で、保護者の就労状況などから客観的には保育が必要な状態であるが、現在幼稚園を利用している児童数を基に算出。幼稚園または幼保連携型認定こども園で提供体制を確保することとなる。

(3 - 2) 県設定区域（市町）ごとの「量の見込み」と「確保方策」

【金沢市】

	1号認定 ①	2号認定		3号		教育 ①+②	保育 ③+④+⑤	合計	
		教育ニーズ ②	左記以外 ③	0歳児 ④	1・2歳児 ⑤				
平成27年度	量の見込み	4,309	867	6,926	1,031	4,115	5,176	12,072	17,248
	市町内の子ども	3,985	867	6,889	1,026	4,087	4,852	12,002	16,854
	他市町の子ども	324	0	37	5	28	324	70	394
	確保方策	5,262	0	6,896	1,078	4,015	5,262	11,989	17,251
	特定教育・保育施設	126	0	6,865	1,060	3,979	126	11,904	12,030
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	5,034	/	/	/	/	5,034	/	5,034
	他市町の教育・保育施設	102	0	31	18	36	102	85	187
確保方策 - 量の見込み		86	△ 30	47	△ 100	86	△ 83	3	
			※		※				
平成28年度	量の見込み	4,294	861	6,901	1,040	4,246	5,155	12,187	17,342
	市町内の子ども	3,970	861	6,865	1,036	4,218	4,831	12,119	16,950
	他市町の子ども	324	0	36	4	28	324	68	392
	確保方策	5,364	0	6,876	1,097	4,125	5,364	12,098	17,462
	特定教育・保育施設	508	0	6,845	1,080	4,089	508	12,014	12,522
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	4,754	/	/	/	/	4,754	/	4,754
	他市町の教育・保育施設	102	0	31	17	36	102	84	186
確保方策 - 量の見込み		209	△ 25	57	△ 121	209	△ 89	120	
			※		※				
平成29年度	量の見込み	4,303	867	6,926	1,057	4,319	5,170	12,302	17,472
	市町内の子ども	3,979	867	6,890	1,053	4,294	4,846	12,237	17,083
	他市町の子ども	324	0	36	4	25	324	65	389
	確保方策	5,359	0	7,042	1,157	4,384	5,359	12,583	17,942
	特定教育・保育施設	923	0	7,010	1,140	4,349	923	12,499	13,422
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	4,334	/	/	/	/	4,334	/	4,334
	他市町の教育・保育施設	102	0	32	17	35	102	84	186
確保方策 - 量の見込み		189	116	100	65	189	281	470	
平成30年度	量の見込み	4,262	859	6,856	1,046	4,268	5,121	12,170	17,291
	市町内の子ども	3,938	859	6,820	1,042	4,243	4,797	12,105	16,902
	他市町の子ども	324	0	36	4	25	324	65	389
	確保方策	5,359	0	7,042	1,157	4,384	5,359	12,583	17,942
	特定教育・保育施設	923	0	7,010	1,140	4,349	923	12,499	13,422
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	4,334	/	/	/	/	4,334	/	4,334
	他市町の教育・保育施設	102	0	32	17	35	102	84	186
確保方策 - 量の見込み		238	186	111	116	238	413	651	
平成31年度	量の見込み	4,254	855	6,838	1,033	4,225	5,109	12,096	17,205
	市町内の子ども	3,930	855	6,802	1,029	4,200	4,785	12,031	16,816
	他市町の子ども	324	0	36	4	25	324	65	389
	確保方策	5,359	0	7,042	1,157	4,384	5,359	12,583	17,942
	特定教育・保育施設	923	0	7,010	1,140	4,349	923	12,499	13,422
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	4,334	/	/	/	/	4,334	/	4,334
	他市町の教育・保育施設	102	0	32	17	35	102	84	186
確保方策 - 量の見込み		250	204	124	159	250	487	737	

※ 確保方策の不足分（△）については、平成29年度までに既存保育所の認可定員枠の拡大、既存保育所の分園または増築等により確保する予定。なお、実際は定員の弾力化により定員を超えて受け入れることが可能なため、即座に待機児童が生じるわけではない。

【七尾市】

	1号認定 ①	2号認定		3号		教育 ①+②	保育 ③+④+⑤	合計	
		教育ニーズ ②	左記以外 ③	0歳児 ④	1・2歳児 ⑤				
平成27年度	量の見込み	36	47	1,038	114	634	83	1,786	1,869
	市町内の子ども	34	36	1,008	104	612	70	1,724	1,794
	他市町の子ども	2	11	30	10	22	13	62	75
	確保方策	87	50	1,107	230	674	137	2,011	2,148
	特定教育・保育施設	87	50	1,105	230	670	137	2,005	2,142
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	2	0	4	0	6	6
確保方策 - 量の見込み		54	69	116	40	54	225	279	
平成28年度	量の見込み	34	45	985	112	634	79	1,731	1,810
	市町内の子ども	32	34	957	102	612	66	1,671	1,737
	他市町の子ども	2	11	28	10	22	13	60	73
	確保方策	87	50	1,107	230	674	137	2,011	2,148
	特定教育・保育施設	87	50	1,105	230	670	137	2,005	2,142
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	2	0	4	0	6	6
確保方策 - 量の見込み		58	122	118	40	58	280	338	
平成29年度	量の見込み	33	44	955	111	623	77	1,689	1,766
	市町内の子ども	31	33	928	101	602	64	1,631	1,695
	他市町の子ども	2	11	27	10	21	13	58	71
	確保方策	87	50	1,107	230	674	137	2,011	2,148
	特定教育・保育施設	87	50	1,105	230	670	137	2,005	2,142
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	2	0	4	0	6	6
確保方策 - 量の見込み		60	152	119	51	60	322	382	
平成30年度	量の見込み	32	43	928	110	613	75	1,651	1,726
	市町内の子ども	30	32	902	100	592	62	1,594	1,656
	他市町の子ども	2	11	26	10	21	13	57	70
	確保方策	87	50	1,107	230	674	137	2,011	2,148
	特定教育・保育施設	87	50	1,105	230	670	137	2,005	2,142
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	2	0	4	0	6	6
確保方策 - 量の見込み		62	179	120	61	62	360	422	
平成31年度	量の見込み	32	43	924	108	605	75	1,637	1,712
	市町内の子ども	30	32	898	98	584	62	1,580	1,642
	他市町の子ども	2	11	26	10	21	13	57	70
	確保方策	87	50	1,107	230	674	137	2,011	2,148
	特定教育・保育施設	87	50	1,105	230	670	137	2,005	2,142
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	2	0	4	0	6	6
確保方策 - 量の見込み		62	183	122	69	62	374	436	

【小松市】

	1号認定	2号認定		3号		教育	保育	合計	
		①	②	③	④				⑤
		①+②	③+④+⑤						
平成27年度	量の見込み	418	207	2,336	373	1,392	625	4,101	4,726
	市町内の子ども	306	207	2,266	356	1,349	513	3,971	4,484
	他市町の子ども	112	0	70	17	43	112	130	242
	確保方策	885	45	2,487	451	1,478	930	4,416	5,346
	特定教育・保育施設	265	45	2,469	448	1,460	310	4,377	4,687
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0
	確認を受けない幼稚園	620	/	/	/	/	620	/	620
	他市町の教育・保育施設	0	0	18	3	18	0	39	39
確保方策－量の見込み		305	151	78	86	305	315	620	
平成28年度	量の見込み	423	210	2,373	361	1,322	633	4,056	4,689
	市町内の子ども	311	210	2,303	344	1,279	521	3,926	4,447
	他市町の子ども	112	0	70	17	43	112	130	242
	確保方策	757	183	2,502	451	1,568	940	4,521	5,461
	特定教育・保育施設	757	183	2,484	448	1,550	940	4,482	5,422
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	18	3	18	0	39	39
	確保方策－量の見込み		307	129	90	246	307	465	772
平成29年度	量の見込み	415	205	2,313	355	1,279	620	3,947	4,567
	市町内の子ども	303	205	2,243	338	1,236	508	3,817	4,325
	他市町の子ども	112	0	70	17	43	112	130	242
	確保方策	767	183	2,492	451	1,568	950	4,511	5,461
	特定教育・保育施設	767	183	2,474	448	1,550	950	4,472	5,422
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	18	3	18	0	39	39
	確保方策－量の見込み		330	179	96	289	330	564	894
平成30年度	量の見込み	401	195	2,209	347	1,248	596	3,804	4,400
	市町内の子ども	289	195	2,139	330	1,205	484	3,674	4,158
	他市町の子ども	112	0	70	17	43	112	130	242
	確保方策	767	183	2,492	451	1,568	950	4,511	5,461
	特定教育・保育施設	767	183	2,474	448	1,550	950	4,472	5,422
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	18	3	18	0	39	39
	確保方策－量の見込み		354	283	104	320	354	707	1,061
平成31年度	量の見込み	388	186	2,111	338	1,225	574	3,674	4,248
	市町内の子ども	276	186	2,041	321	1,182	462	3,544	4,006
	他市町の子ども	112	0	70	17	43	112	130	242
	確保方策	767	183	2,492	451	1,568	950	4,511	5,461
	特定教育・保育施設	767	183	2,474	448	1,550	950	4,472	5,422
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0
	他市町の教育・保育施設	0	0	18	3	18	0	39	39
	確保方策－量の見込み		376	381	113	343	376	837	1,213

【輪島市】

		1号認定		2号認定		3号		教育	保育	合計	
		①	②	③	④	⑤	①+②				③+④+⑤
平成27年度	量の見込み	27	96	299	70	230					
	市町内の子ども	27	96	299	70	230	123	599	722		
	確保方策	27	96	372	70	230	123	672	795		
	特定教育・保育施設	27	96	372	70	230	123	672	795		
	特定地域型保育事業				0	0		0	0		
確保方策－量の見込み		0	73	0	0	0	73	73			
平成28年度	量の見込み	27	95	298	68	221					
	市町内の子ども	27	95	298	68	221	122	587	709		
	確保方策	27	96	372	70	230	123	672	795		
	特定教育・保育施設	27	96	372	70	230	123	672	795		
	特定地域型保育事業				0	0		0	0		
確保方策－量の見込み		1	74	2	9	1	85	86			
平成29年度	量の見込み	27	95	298	67	217					
	市町内の子ども	27	95	298	67	217	122	582	704		
	確保方策	27	96	372	70	230	123	672	795		
	特定教育・保育施設	27	96	372	70	230	123	672	795		
	特定地域型保育事業				0	0		0	0		
確保方策－量の見込み		1	74	3	13	1	90	91			
平成30年度	量の見込み	26	93	290	66	211					
	市町内の子ども	26	93	290	66	211	119	567	686		
	確保方策	27	96	372	70	230	123	672	795		
	特定教育・保育施設	27	96	372	70	230	123	672	795		
	特定地域型保育事業				0	0		0	0		
確保方策－量の見込み		4	82	4	19	4	105	109			
平成31年度	量の見込み	25	90	280	63	207					
	市町内の子ども	25	90	280	63	207	115	550	665		
	確保方策	27	96	372	70	230	123	672	795		
	特定教育・保育施設	27	96	372	70	230	123	672	795		
	特定地域型保育事業				0	0		0	0		
確保方策－量の見込み		8	92	7	23	8	122	130			

【珠洲市】

		1号認定		2号認定		3号		教育	保育	合計	
		①	②	③	④	⑤	①+②				③+④+⑤
平成27年度	量の見込み	6	0	202	55	112					
	市町内の子ども	6	0	202	55	112					
	確保方策	30	0	228	55	127					
	特定教育・保育施設	30	0	228	55	127					
	特定地域型保育事業										
確保方策 - 量の見込み		24	26	0	15						
平成28年度	量の見込み	5	0	189	54	112					
	市町内の子ども	5	0	189	54	112					
	確保方策	30	0	226	54	130					
	特定教育・保育施設	30	0	226	54	130					
	特定地域型保育事業				0	0					
確保方策 - 量の見込み		25	37	0	18						
平成29年度	量の見込み	5	0	180	52	110					
	市町内の子ども	5	0	180	52	110					
	確保方策	27	0	221	52	110					
	特定教育・保育施設	27	0	221	52	110					
	特定地域型保育事業				0	0					
確保方策 - 量の見込み		22	41	0	0						
平成30年度	量の見込み	5	0	176	50	107					
	市町内の子ども	5	0	176	50	107					
	確保方策	27	0	221	52	110					
	特定教育・保育施設	27	0	221	52	110					
	特定地域型保育事業				0	0					
確保方策 - 量の見込み		22	45	2	3						
平成31年度	量の見込み	5	0	174	47	103					
	市町内の子ども	5	0	174	47	103					
	確保方策	27	0	221	52	110					
	特定教育・保育施設	27	0	221	52	110					
	特定地域型保育事業				0	0					
確保方策 - 量の見込み		22	47	5	7						

【加賀市】

		1号認定		2号認定		3号		教育	保育	合計	
		①	②	③	④	⑤	①+②				③+④+⑤
平成 27 年度	量の見込み	51	26	1,322	162	763					
	市町内の子ども	51	26	1,308	160	746	77	2,247	2,324		
	他市町の子ども	0	0	14	2	17	0	33	33		
	確保方策	97	26	1,620	210	787	123	2,617	2,740		
	特定教育・保育施設	5	26	1,603	204	772	31	2,579	2,610		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	80	/	/	/	/	80	/	80		
	他市町の教育・保育施設	12	0	17	6	15	12	38	50		
確保方策 - 量の見込み		46	298	48	24	46	370	416			
平成 28 年度	量の見込み	49	25	1,267	158	744					
	市町内の子ども	49	25	1,253	156	727	74	2,169	2,243		
	他市町の子ども	0	0	14	2	17	0	33	33		
	確保方策	102	25	1,616	210	787	127	2,613	2,740		
	特定教育・保育施設	10	25	1,599	204	772	35	2,575	2,610		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	80	/	/	/	/	80	/	80		
	他市町の教育・保育施設	12	0	17	6	15	12	38	50		
確保方策 - 量の見込み		53	349	52	43	53	444	497			
平成 29 年度	量の見込み	48	25	1,249	151	715					
	市町内の子ども	48	25	1,235	149	699	73	2,115	2,188		
	他市町の子ども	0	0	14	2	16	0	32	32		
	確保方策	107	25	1,611	210	787	132	2,608	2,740		
	特定教育・保育施設	15	25	1,594	204	772	40	2,570	2,610		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	80	/	/	/	/	80	/	80		
	他市町の教育・保育施設	12	0	17	6	15	12	38	50		
確保方策 - 量の見込み		59	362	59	72	59	493	552			
平成 30 年度	量の見込み	47	24	1,216	146	690					
	市町内の子ども	47	24	1,202	144	674	71	2,052	2,123		
	他市町の子ども	0	0	14	2	16	0	32	32		
	確保方策	107	24	1,612	210	787	131	2,609	2,740		
	特定教育・保育施設	15	24	1,595	204	772	39	2,571	2,610		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	80	/	/	/	/	80	/	80		
	他市町の教育・保育施設	12	0	17	6	15	12	38	50		
確保方策 - 量の見込み		60	396	64	97	60	557	617			
平成 31 年度	量の見込み	45	24	1,183	141	666					
	市町内の子ども	45	24	1,169	139	650	69	1,990	2,059		
	他市町の子ども	0	0	14	2	16	0	32	32		
	確保方策	107	24	1,612	210	787	131	2,609	2,740		
	特定教育・保育施設	15	24	1,595	204	772	39	2,571	2,610		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	80	/	/	/	/	80	/	80		
	他市町の教育・保育施設	12	0	17	6	15	12	38	50		
確保方策 - 量の見込み		62	429	69	121	62	619	681			

【羽咋市】

	1号認定	2号認定		3号		教育	保育	合計
		教育二一ズ	左記以外	0歳児	1・2歳児			
	①	②	③	④	⑤	①+②	③+④+⑤	
平成27年度	量の見込み	54	17	259	55	212		
	市町内の子ども	50	15	258	55	205		
	他市町の子ども	4	2	1	0	7		
	確保方策	54	60	336	60	221		
	特定教育・保育施設	50	60	330	60	215		
	特定地域型保育事業				0	0		
	他市町の教育・保育施設	4	0	6	0	6		
確保方策 ー 量の見込み		43	77	5	9			
						71	526	597
						65	518	583
						6	8	14
						114	617	731
						110	605	715
							0	0
						4	12	16
						43	91	134
平成28年度	量の見込み	54	17	261	55	206		
	市町内の子ども	50	15	256	54	203		
	他市町の子ども	4	2	5	1	3		
	確保方策	54	60	336	60	221		
	特定教育・保育施設	50	60	330	60	215		
	特定地域型保育事業				0	0		
	他市町の教育・保育施設	4	0	6	0	6		
確保方策 ー 量の見込み		43	75	5	15			
						71	522	593
						65	513	578
						6	9	15
						114	617	731
						110	605	715
							0	0
						4	12	16
						43	95	138
平成29年度	量の見込み	54	19	266	55	200		
	市町内の子ども	50	16	260	54	199		
	他市町の子ども	4	3	6	1	1		
	確保方策	54	60	336	60	221		
	特定教育・保育施設	50	60	330	60	215		
	特定地域型保育事業				0	0		
	他市町の教育・保育施設	4	0	6	0	6		
確保方策 ー 量の見込み		41	70	5	21			
						73	521	594
						66	513	579
						7	8	15
						114	617	731
						110	605	715
							0	0
						4	12	16
						41	96	137
平成30年度	量の見込み	53	19	268	53	191		
	市町内の子ども	50	16	263	52	190		
	他市町の子ども	3	3	5	1	1		
	確保方策	54	60	336	60	221		
	特定教育・保育施設	50	60	330	60	215		
	特定地域型保育事業				0	0		
	他市町の教育・保育施設	4	0	6	0	6		
確保方策 ー 量の見込み		42	68	7	30			
						72	512	584
						66	505	571
						6	7	13
						114	617	731
						110	605	715
							0	0
						4	12	16
						42	105	147
平成31年度	量の見込み	53	20	282	53	174		
	市町内の子ども	50	17	281	52	173		
	他市町の子ども	3	3	1	1	1		
	確保方策	54	60	336	60	221		
	特定教育・保育施設	50	60	330	60	215		
	特定地域型保育事業				0	0		
	他市町の教育・保育施設	4	0	6	0	6		
確保方策 ー 量の見込み		41	54	7	47			
						73	509	582
						67	506	573
						6	3	9
						114	617	731
						110	605	715
							0	0
						4	12	16
						41	108	149

【かほく市】

		1号認定		2号認定		3号		教育	保育	合計	
		①	②	③	④	⑤	①+②				③+④+⑤
平成 27 年度	量の見込み	131	86	607	110	325					
	市町内の子ども	54	86	600	109	316	140	1,025	1,165		
	他市町の子ども	77	0	7	1	9	77	17	94		
	確保方策	320	0	713	112	357	320	1,182	1,502		
	特定教育・保育施設	0	0	704	98	323	0	1,125	1,125		
	特定地域型保育事業	/	/	/	12	24	/	36	36		
	確認を受けない幼稚園	320	/	/	/	/	320	/	320		
	他市町の教育・保育施設	0	0	9	2	10	0	21	21		
確保方策 - 量の見込み		103	106	2	32	103	140	243			
平成 28 年度	量の見込み	132	87	614	109	330					
	市町内の子ども	55	87	604	109	325	142	1,038	1,180		
	他市町の子ども	77	0	10	0	5	77	15	92		
	確保方策	320	0	717	110	351	320	1,178	1,498		
	特定教育・保育施設	0	0	706	98	319	0	1,123	1,123		
	特定地域型保育事業	/	/	/	12	24	/	36	36		
	確認を受けない幼稚園	320	/	/	/	/	320	/	320		
	他市町の教育・保育施設	0	0	11	0	8	0	19	19		
確保方策 - 量の見込み		101	103	1	21	101	125	226			
平成 29 年度	量の見込み	132	87	617	108	327					
	市町内の子ども	55	87	606	108	326	142	1,040	1,182		
	他市町の子ども	77	0	11	0	1	77	12	89		
	確保方策	320	0	794	110	342	320	1,246	1,566		
	特定教育・保育施設	5	0	781	98	316	5	1,195	1,200		
	特定地域型保育事業	/	/	/	12	24	/	36	36		
	確認を受けない幼稚園	315	/	/	/	/	315	/	315		
	他市町の教育・保育施設	0	0	13	0	2	0	15	15		
確保方策 - 量の見込み		101	177	2	15	101	194	295			
平成 30 年度	量の見込み	129	85	597	107	324					
	市町内の子ども	52	85	588	107	324	137	1,019	1,156		
	他市町の子ども	77	0	9	0	0	77	9	86		
	確保方策	320	0	790	110	340	320	1,240	1,560		
	特定教育・保育施設	5	0	778	98	316	5	1,192	1,197		
	特定地域型保育事業	/	/	/	12	24	/	36	36		
	確認を受けない幼稚園	315	/	/	/	/	315	/	315		
	他市町の教育・保育施設	0	0	12	0	0	0	12	12		
確保方策 - 量の見込み		106	193	3	16	106	212	318			
平成 31 年度	量の見込み	129	85	600	106	321					
	市町内の子ども	52	85	595	106	321	137	1,022	1,159		
	他市町の子ども	77	0	5	0	0	77	5	82		
	確保方策	320	0	782	110	340	320	1,232	1,552		
	特定教育・保育施設	5	0	774	98	316	5	1,188	1,193		
	特定地域型保育事業	/	/	/	12	24	/	36	36		
	確認を受けない幼稚園	315	/	/	/	/	315	/	315		
	他市町の教育・保育施設	0	0	8	0	0	0	8	8		
確保方策 - 量の見込み		106	182	4	19	106	205	311			

【白山市】

		1号認定		2号認定		3号		教育	保育	合計	
		①	②	③	④	⑤	①+②				③+④+⑤
平成 27 年度	量の見込み	755	292	2,141	298	1,143					
	市町内の子ども	608	292	2,127	285	1,133	900	3,545	4,445		
	他市町の子ども	147	0	14	13	10	147	37	184		
	確保方策	1,158	0	2,258	320	1,217	1,158	3,795	4,953		
	特定教育・保育施設	157	0	2,234	310	1,199	157	3,743	3,900		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	955	/	/	/	/	955	/	955		
他市町の教育・保育施設	46	0	24	10	18	46	52	98			
確保方策 - 量の見込み		111	117	22	74	111	213	324			
平成 28 年度	量の見込み	729	279	2,062	296	1,171					
	市町内の子ども	582	279	2,048	283	1,161	861	3,492	4,353		
	他市町の子ども	147	0	14	13	10	147	37	184		
	確保方策	1,218	0	2,210	345	1,233	1,218	3,788	5,006		
	特定教育・保育施設	217	0	2,186	319	1,193	217	3,698	3,915		
	特定地域型保育事業	/	/	/	16	22	/	38	38		
	確認を受けない幼稚園	955	/	/	/	/	955	/	955		
他市町の教育・保育施設	46	0	24	10	18	46	52	98			
確保方策 - 量の見込み		210	148	49	62	210	259	469			
平成 29 年度	量の見込み	715	271	2,023	290	1,164					
	市町内の子ども	568	271	2,009	278	1,153	839	3,440	4,279		
	他市町の子ども	147	0	14	12	11	147	37	184		
	確保方策	1,183	30	2,185	360	1,248	1,213	3,793	5,006		
	特定教育・保育施設	757	30	2,161	334	1,208	787	3,703	4,490		
	特定地域型保育事業	/	/	/	16	22	/	38	38		
	確認を受けない幼稚園	380	/	/	/	/	380	/	380		
他市町の教育・保育施設	46	0	24	10	18	46	52	98			
確保方策 - 量の見込み		227	162	70	84	227	316	543			
平成 30 年度	量の見込み	712	271	1,996	286	1,149					
	市町内の子ども	565	271	1,983	274	1,138	836	3,395	4,231		
	他市町の子ども	147	0	13	12	11	147	36	183		
	確保方策	1,183	30	2,185	360	1,248	1,213	3,793	5,006		
	特定教育・保育施設	757	30	2,161	334	1,208	787	3,703	4,490		
	特定地域型保育事業	/	/	/	16	22	/	38	38		
	確認を受けない幼稚園	380	/	/	/	/	380	/	380		
他市町の教育・保育施設	46	0	24	10	18	46	52	98			
確保方策 - 量の見込み		230	189	74	99	230	362	592			
平成 31 年度	量の見込み	718	274	2,020	282	1,133					
	市町内の子ども	571	274	2,007	270	1,122	845	3,399	4,244		
	他市町の子ども	147	0	13	12	11	147	36	183		
	確保方策	1,183	30	2,185	360	1,248	1,213	3,793	5,006		
	特定教育・保育施設	757	30	2,161	334	1,208	787	3,703	4,490		
	特定地域型保育事業	/	/	/	16	22	/	38	38		
	確認を受けない幼稚園	380	/	/	/	/	380	/	380		
他市町の教育・保育施設	46	0	24	10	18	46	52	98			
確保方策 - 量の見込み		221	165	78	115	221	358	579			

【能美市】

		1号認定		2号認定		3号		教育	保育	合計	
		①	②	③	④	⑤	①+②				③+④+⑤
平成27年度	量の見込み	61	96	1,233	220	699					
	市町内の子ども	61	96	1,226	219	696	157	2,152	2,309		
	他市町の子ども	0	0	7	1	3	0	11	11		
	確保方策	224	0	1,308	227	799	224	2,334	2,558		
	特定教育・保育施設	122	0	1,257	219	775	122	2,251	2,373		
	特定地域型保育事業				0	0		0	0		
	他市町の教育・保育施設	102	0	51	8	24	102	83	185		
確保方策 - 量の見込み		67	75	7	100	67	182	249			
平成28年度	量の見込み	59	93	1,194	221	727					
	市町内の子ども	59	93	1,187	220	724	152	2,142	2,294		
	他市町の子ども	0	0	7	1	3	0	11	11		
	確保方策	227	0	1,329	247	810	227	2,386	2,613		
	特定教育・保育施設	125	0	1,278	229	771	125	2,278	2,403		
	特定地域型保育事業				10	15		25	25		
	他市町の教育・保育施設	102	0	51	8	24	102	83	185		
確保方策 - 量の見込み		75	135	26	83	75	244	319			
平成29年度	量の見込み	60	93	1,200	220	729					
	市町内の子ども	60	93	1,193	219	726	153	2,149	2,302		
	他市町の子ども	0	0	7	1	3	0	11	11		
	確保方策	225	0	1,292	245	786	225	2,323	2,548		
	特定教育・保育施設	123	0	1,243	228	748	123	2,219	2,342		
	特定地域型保育事業				10	15		25	25		
	他市町の教育・保育施設	102	0	49	7	23	102	79	181		
確保方策 - 量の見込み		72	92	25	57	72	174	246			
平成30年度	量の見込み	61	95	1,224	220	729					
	市町内の子ども	61	95	1,217	219	726	156	2,173	2,329		
	他市町の子ども	0	0	7	1	3	0	11	11		
	確保方策	225	0	1,292	245	786	225	2,323	2,548		
	特定教育・保育施設	123	0	1,243	228	748	123	2,219	2,342		
	特定地域型保育事業				10	15		25	25		
	他市町の教育・保育施設	102	0	49	7	23	102	79	181		
確保方策 - 量の見込み		69	68	25	57	69	150	219			
平成31年度	量の見込み	63	98	1,258	220	725					
	市町内の子ども	63	98	1,251	219	722	161	2,203	2,364		
	他市町の子ども	0	0	7	1	3	0	11	11		
	確保方策	225	0	1,307	245	786	225	2,338	2,563		
	特定教育・保育施設	123	0	1,258	228	748	123	2,234	2,357		
	特定地域型保育事業				10	15		25	25		
	他市町の教育・保育施設	102	0	49	7	23	102	79	181		
確保方策 - 量の見込み		64	49	25	61	64	135	199			

【野々市市】

		1号認定		2号認定		3号		教育	保育	合計	
		①	②	③	④	⑤	①+②				③+④+⑤
平成 27 年度	量の見込み	496	90	1,172	86	701					
	市町内の子ども	455	90	1,157	83	691	545	1,931	2,476		
	他市町の子ども	41	0	15	3	10	41	28	69		
	確保方策	804	0	1,199	94	738	804	2,031	2,835		
	特定教育・保育施設	3	0	1,177	89	721	3	1,987	1,990		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	430	/	/	/	/	430	/	430		
	他市町の教育・保育施設	371	0	22	5	17	371	44	415		
確保方策 - 量の見込み		218	27	8	37	218	72	290			
平成 28 年度	量の見込み	511	93	1,197	89	713					
	市町内の子ども	470	93	1,182	86	703	563	1,971	2,534		
	他市町の子ども	41	0	15	3	10	41	28	69		
	確保方策	813	0	1,250	102	760	813	2,112	2,925		
	特定教育・保育施設	12	0	1,228	97	743	12	2,068	2,080		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	430	/	/	/	/	430	/	430		
	他市町の教育・保育施設	371	0	22	5	17	371	44	415		
確保方策 - 量の見込み		209	53	13	47	209	113	322			
平成 29 年度	量の見込み	523	95	1,223	91	726					
	市町内の子ども	482	95	1,208	88	716	577	2,012	2,589		
	他市町の子ども	41	0	15	3	10	41	28	69		
	確保方策	819	0	1,284	102	760	819	2,146	2,965		
	特定教育・保育施設	18	0	1,262	97	743	18	2,102	2,120		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	430	/	/	/	/	430	/	430		
	他市町の教育・保育施設	371	0	22	5	17	371	44	415		
確保方策 - 量の見込み		201	61	11	34	201	106	307			
平成 30 年度	量の見込み	533	97	1,249	93	739					
	市町内の子ども	492	97	1,234	90	729	589	2,053	2,642		
	他市町の子ども	41	0	15	3	10	41	28	69		
	確保方策	819	0	1,284	102	760	819	2,146	2,965		
	特定教育・保育施設	18	0	1,262	97	743	18	2,102	2,120		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	430	/	/	/	/	430	/	430		
	他市町の教育・保育施設	371	0	22	5	17	371	44	415		
確保方策 - 量の見込み		189	35	9	21	189	65	254			
平成 31 年度	量の見込み	536	98	1,276	96	752					
	市町内の子ども	495	98	1,261	93	742	593	2,096	2,689		
	他市町の子ども	41	0	15	3	10	41	28	69		
	確保方策	819	0	1,284	102	760	819	2,146	2,965		
	特定教育・保育施設	18	0	1,262	97	743	18	2,102	2,120		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	430	/	/	/	/	430	/	430		
	他市町の教育・保育施設	371	0	22	5	17	371	44	415		
確保方策 - 量の見込み		185	8	6	8	185	22	207			

【川北町】

	1号認定 ①	2号認定		3号		
		教育ニーズ ②	左記以外 ③	0歳児 ④	1・2歳児 ⑤	
平成27年度	量の見込み	2	0	286	46	137
	市町内の子ども	2	0	286	46	137
	確保方策	2	0	301	50	149
	特定教育・保育施設	0	0	301	50	149
	特定地域型保育事業				0	0
	他市町の教育・保育施設	2	0	0	0	0
確保方策－量の見込み		0	15	4	12	

教育 ①+②	保育 ③+④+⑤	合計
2	469	471
2	469	471
2	500	502
0	500	500
	0	0
2	0	2
0	31	31

平成28年度	量の見込み	2	0	284	46	135
	市町内の子ども	2	0	284	46	135
	確保方策	2	0	301	50	149
	特定教育・保育施設	0	0	301	50	149
	特定地域型保育事業				0	0
	他市町の教育・保育施設	2	0	0	0	0
確保方策－量の見込み		0	17	4	14	

2	465	467
2	465	467
2	500	502
0	500	500
	0	0
2	0	2
0	35	35

平成29年度	量の見込み	2	0	282	46	135
	市町内の子ども	2	0	282	46	135
	確保方策	2	0	301	50	149
	特定教育・保育施設	0	0	301	50	149
	特定地域型保育事業				0	0
	他市町の教育・保育施設	2	0	0	0	0
確保方策－量の見込み		0	19	4	14	

2	463	465
2	463	465
2	500	502
0	500	500
	0	0
2	0	2
0	37	37

平成30年度	量の見込み	2	0	279	45	134
	市町内の子ども	2	0	279	45	134
	確保方策	2	0	301	50	149
	特定教育・保育施設	0	0	301	50	149
	特定地域型保育事業				0	0
	他市町の教育・保育施設	2	0	0	0	0
確保方策－量の見込み		0	22	5	15	

2	458	460
2	458	460
2	500	502
0	500	500
	0	0
2	0	2
0	42	42

平成31年度	量の見込み	2	0	278	45	134
	市町内の子ども	2	0	278	45	134
	確保方策	2	0	301	50	149
	特定教育・保育施設	0	0	301	50	149
	特定地域型保育事業				0	0
	他市町の教育・保育施設	2	0	0	0	0
確保方策－量の見込み		0	23	5	15	

2	457	459
2	457	459
2	500	502
0	500	500
	0	0
2	0	2
0	43	43

【津幡町】

		1号認定		2号認定		3号		教育	保育	合計	
		①	②	③	④	⑤	①+②				③+④+⑤
平成 27 年度	量の見込み	115	75	856	121	462					
	市町内の子ども	105	75	850	121	455	180	1,426	1,606		
	他市町の子ども	10	0	6	0	7	10	13	23		
	確保方策	248	25	952	121	489	273	1,562	1,835		
	特定教育・保育施設	110	25	944	121	483	135	1,548	1,683		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	100	/	/	/	/	100	/	100		
	他市町の教育・保育施設	38	0	8	0	6	38	14	52		
確保方策 - 量の見込み		83	96	0	27	83	123	206			
平成 28 年度	量の見込み	110	70	847	118	456					
	市町内の子ども	100	70	840	118	450	170	1,408	1,578		
	他市町の子ども	10	0	7	0	6	10	13	23		
	確保方策	248	45	932	121	489	293	1,542	1,835		
	特定教育・保育施設	110	45	924	121	483	155	1,528	1,683		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	100	/	/	/	/	100	/	100		
	他市町の教育・保育施設	38	0	8	0	6	38	14	52		
確保方策 - 量の見込み		113	85	3	33	113	121	234			
平成 29 年度	量の見込み	105	65	842	115	450					
	市町内の子ども	95	65	835	115	445	160	1,395	1,555		
	他市町の子ども	10	0	7	0	5	10	12	22		
	確保方策	248	65	912	121	489	313	1,522	1,835		
	特定教育・保育施設	110	65	904	121	483	175	1,508	1,683		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	100	/	/	/	/	100	/	100		
	他市町の教育・保育施設	38	0	8	0	6	38	14	52		
確保方策 - 量の見込み		143	70	6	39	143	115	258			
平成 30 年度	量の見込み	103	62	837	112	446					
	市町内の子ども	93	62	830	112	440	155	1,382	1,537		
	他市町の子ども	10	0	7	0	6	10	13	23		
	確保方策	248	65	912	121	489	313	1,522	1,835		
	特定教育・保育施設	110	65	904	121	483	175	1,508	1,683		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	100	/	/	/	/	100	/	100		
	他市町の教育・保育施設	38	0	8	0	6	38	14	52		
確保方策 - 量の見込み		148	75	9	43	148	127	275			
平成 31 年度	量の見込み	100	60	831	109	441					
	市町内の子ども	90	60	825	109	435	150	1,369	1,519		
	他市町の子ども	10	0	6	0	6	10	12	22		
	確保方策	248	65	912	121	489	313	1,522	1,835		
	特定教育・保育施設	110	65	904	121	483	175	1,508	1,683		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	100	/	/	/	/	100	/	100		
	他市町の教育・保育施設	38	0	8	0	6	38	14	52		
確保方策 - 量の見込み		153	81	12	48	153	141	294			

【内灘町】

	1号認定	2号認定		3号		教育	保育	合計	
		教育ニーズ	左記以外	0歳児	1・2歳児				
	①	②	③	④	⑤	①+②	③+④+⑤		
平成27年度	量の見込み	90	80	573	105	331			
	市町内の子ども	79	80	561	96	311	170	1,009	1,179
	他市町の子ども	11	0	12	9	20	159	968	1,127
	確保方策	245	1	582	99	317	11	41	52
	特定教育・保育施設	5	1	576	99	294	246	998	1,244
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	18	6	969	975
	確認を受けない幼稚園	200	/	/	/	/	/	18	18
	他市町の教育・保育施設	40	0	6	0	5	200	/	200
確保方策 - 量の見込み		76	9	△ 6	△ 14	40	11	51	
				※	※	76	△ 11	65	
平成28年度	量の見込み	87	77	553	103	336			
	市町内の子ども	76	77	540	94	316	164	992	1,156
	他市町の子ども	11	0	13	9	20	153	950	1,103
	確保方策	145	60	622	99	317	11	42	53
	特定教育・保育施設	105	60	616	99	294	205	1,038	1,243
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	18	165	1,009	1,174
	確認を受けない幼稚園	40	0	6	0	5	/	18	18
	他市町の教育・保育施設	40	0	6	0	5	40	11	51
確保方策 - 量の見込み		41	69	△ 4	△ 19	41	46	87	
				※	※				
平成29年度	量の見込み	88	77	553	102	332			
	市町内の子ども	76	77	541	93	313	165	987	1,152
	他市町の子ども	12	0	12	9	19	153	947	1,100
	確保方策	145	60	623	102	332	12	40	52
	特定教育・保育施設	105	60	617	99	294	205	1,057	1,262
	特定地域型保育事業	/	/	/	3	33	165	1,010	1,175
	確認を受けない幼稚園	40	0	6	0	5	/	36	36
	他市町の教育・保育施設	40	0	6	0	5	40	11	51
確保方策 - 量の見込み		40	70	0	0	40	70	110	
平成30年度	量の見込み	88	78	556	102	328			
	市町内の子ども	77	78	545	93	307	166	986	1,152
	他市町の子ども	11	0	11	9	21	155	945	1,100
	確保方策	145	60	623	102	332	11	41	52
	特定教育・保育施設	105	60	617	99	294	205	1,057	1,262
	特定地域型保育事業	/	/	/	3	33	165	1,010	1,175
	確認を受けない幼稚園	40	0	6	0	5	/	36	36
	他市町の教育・保育施設	40	0	6	0	5	40	11	51
確保方策 - 量の見込み		39	67	0	4	39	71	110	
平成31年度	量の見込み	88	78	557	99	324			
	市町内の子ども	77	78	547	90	305	166	980	1,146
	他市町の子ども	11	0	10	9	19	155	942	1,097
	確保方策	145	60	623	102	332	11	38	49
	特定教育・保育施設	105	60	617	99	294	205	1,057	1,262
	特定地域型保育事業	/	/	/	3	33	165	1,010	1,175
	確認を受けない幼稚園	40	0	6	0	5	/	36	36
	他市町の教育・保育施設	40	0	6	0	5	40	11	51
確保方策 - 量の見込み		39	66	3	8	39	77	116	

※ 確保方策の不足分（△）については、平成29年度までに地域型保育事業により確保する予定。なお、実際は定員の弾力化により定員を超えて受け入れることが可能なため、即座に待機児童が生じるわけではない。

【志賀町】

		1号認定		2号認定		3号		教育	保育	合計	
		①	②	③	④	⑤	①+②				③+④+⑤
平成27年度	量の見込み	20	70	289	75	219		90	583	673	
	市町内の子ども	20	70	285	75	215	90	575	665		
	他市町の子ども	0	0	4	0	4	0	8	8		
	確保方策	90	0	296	75	225	90	596	686		
	特定教育・保育施設	0	0	290	75	220	0	585	585		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	90	/	/	/	/	90	0	90		
	他市町の教育・保育施設	0	0	6	0	5	0	11	11		
確保方策 - 量の見込み		0	7	0	6	0	13	13			
平成28年度	量の見込み	20	70	286	80	216	90	582	672		
	市町内の子ども	20	70	280	80	215	90	575	665		
	他市町の子ども	0	0	6	0	1	0	7	7		
	確保方策	90	0	293	80	221	90	594	684		
	特定教育・保育施設	0	0	285	80	220	0	585	585		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	90	/	/	/	/	90	0	90		
	他市町の教育・保育施設	0	0	8	0	1	0	9	9		
確保方策 - 量の見込み		0	7	0	5	0	12	12			
平成29年度	量の見込み	20	70	286	80	215	90	581	671		
	市町内の子ども	20	70	280	80	215	90	575	665		
	他市町の子ども	0	0	6	0	0	0	6	6		
	確保方策	90	0	286	85	220	90	591	681		
	特定教育・保育施設	0	0	280	85	220	0	585	585		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	90	/	/	/	/	90	0	90		
	他市町の教育・保育施設	0	0	6	0	0	0	6	6		
確保方策 - 量の見込み		0	0	5	5	0	10	10			
平成30年度	量の見込み	20	70	284	80	215	90	579	669		
	市町内の子ども	20	70	280	80	215	90	575	665		
	他市町の子ども	0	0	4	0	0	0	4	4		
	確保方策	90	0	285	85	220	90	590	680		
	特定教育・保育施設	0	0	280	85	220	0	585	585		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	90	/	/	/	/	90	0	90		
	他市町の教育・保育施設	0	0	5	0	0	0	5	5		
確保方策 - 量の見込み		0	1	5	5	0	11	11			
平成31年度	量の見込み	20	70	281	80	215	90	576	666		
	市町内の子ども	20	70	280	80	215	90	575	665		
	他市町の子ども	0	0	1	0	0	0	1	1		
	確保方策	90	0	281	85	220	90	586	676		
	特定教育・保育施設	0	0	280	85	220	0	585	585		
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0	/	0	0		
	確認を受けない幼稚園	90	/	/	/	/	90	0	90		
	他市町の教育・保育施設	0	0	1	0	0	0	1	1		
確保方策 - 量の見込み		0	0	5	5	0	10	10			

【宝達志水町】

		1号認定		2号認定		3号		教育	保育	合計	
		①	②	③	④	⑤	①+②				③+④+⑤
平成27年度	量の見込み	9	2	232	40	111					
	市町内の子ども	9	2	228	40	105	11	383	394		
	他市町の子ども	0	0	4	0	6	0	10	10		
	確保方策	9	2	265	51	136	11	452	463		
	特定教育・保育施設	0	0	265	50	135	0	450	450		
	特定地域型保育事業				0	0	0	0	0		
	他市町の教育・保育施設	9	2	0	1	1	11	2	13		
確保方策 - 量の見込み		0	33	11	25	0	69	69			
平成28年度	量の見込み	9	2	229	36	111					
	市町内の子ども	9	2	225	36	105	11	376	387		
	他市町の子ども	0	0	4	0	6	0	10	10		
	確保方策	9	2	266	51	136	11	453	464		
	特定教育・保育施設	0	0	265	50	135	0	450	450		
	特定地域型保育事業				0	0	0	0	0		
	他市町の教育・保育施設	9	2	1	1	1	11	3	14		
確保方策 - 量の見込み		0	37	15	25	0	77	77			
平成29年度	量の見込み	8	2	226	35	110					
	市町内の子ども	8	2	220	35	105	10	371	381		
	他市町の子ども	0	0	6	0	5	0	11	11		
	確保方策	8	2	266	51	136	10	453	463		
	特定教育・保育施設	0	0	265	50	135	0	450	450		
	特定地域型保育事業				0	0	0	0	0		
	他市町の教育・保育施設	8	2	1	1	1	10	3	13		
確保方策 - 量の見込み		0	40	16	26	0	82	82			
平成30年度	量の見込み	7	2	221	34	110					
	市町内の子ども	7	2	215	34	105	9	365	374		
	他市町の子ども	0	0	6	0	5	0	11	11		
	確保方策	7	2	266	51	136	9	453	462		
	特定教育・保育施設	0	0	265	50	135	0	450	450		
	特定地域型保育事業				0	0	0	0	0		
	他市町の教育・保育施設	7	2	1	1	1	9	3	12		
確保方策 - 量の見込み		0	45	17	26	0	88	88			
平成31年度	量の見込み	7	2	214	32	110					
	市町内の子ども	7	2	210	32	105	9	356	365		
	他市町の子ども	0	0	4	0	5	0	9	9		
	確保方策	7	2	265	51	136	9	452	461		
	特定教育・保育施設	0	0	265	50	135	0	450	450		
	特定地域型保育事業				0	0	0	0	0		
	他市町の教育・保育施設	7	2	0	1	1	9	2	11		
確保方策 - 量の見込み		0	51	19	26	0	96	96			

【中能登町】

	1号認定	2号認定		3号		教育	保育	合計
		教育ニーズ	左記以外	0歳児	1・2歳児			
		①	②	③	④			
平成27年度	量の見込み	2	11	412	95	223		
	市町内の子ども	2	11	408	95	219		
	他市町の子ども	0	0	4	0	4		
	確保方策	2	11	490	129	296		
	特定教育・保育施設	0	0	465	119	276		
	特定地域型保育事業				0	0		
	他市町の教育・保育施設	2	11	25	10	20		
確保方策 - 量の見込み		0	78	34	73			
						①+②	③+④+⑤	
						13	730	743
						13	722	735
						0	8	8
						13	915	928
						0	860	860
							0	0
						13	55	68
						0	185	185
平成28年度	量の見込み	2	11	399	95	221		
	市町内の子ども	2	11	395	95	217		
	他市町の子ども	0	0	4	0	4		
	確保方策	2	11	490	129	296		
	特定教育・保育施設	0	0	465	119	276		
	特定地域型保育事業				0	0		
	他市町の教育・保育施設	2	11	25	10	20		
確保方策 - 量の見込み		0	91	34	75			
						13	715	728
						13	707	720
						0	8	8
						13	915	928
						0	860	860
							0	0
						13	55	68
						0	200	200
平成29年度	量の見込み	2	11	397	94	219		
	市町内の子ども	2	11	393	94	215		
	他市町の子ども	0	0	4	0	4		
	確保方策	2	11	490	129	296		
	特定教育・保育施設	0	0	465	119	276		
	特定地域型保育事業				0	0		
	他市町の教育・保育施設	2	11	25	10	20		
確保方策 - 量の見込み		0	93	35	77			
						13	710	723
						13	702	715
						0	8	8
						13	915	928
						0	860	860
							0	0
						13	55	68
						0	205	205
平成30年度	量の見込み	2	11	397	91	217		
	市町内の子ども	2	11	393	91	213		
	他市町の子ども	0	0	4	0	4		
	確保方策	2	11	490	129	296		
	特定教育・保育施設	0	0	465	119	276		
	特定地域型保育事業				0	0		
	他市町の教育・保育施設	2	11	25	10	20		
確保方策 - 量の見込み		0	93	38	79			
						13	705	718
						13	697	710
						0	8	8
						13	915	928
						0	860	860
							0	0
						13	55	68
						0	210	210
平成31年度	量の見込み	2	11	394	90	213		
	市町内の子ども	2	11	390	90	209		
	他市町の子ども	0	0	4	0	4		
	確保方策	2	11	490	129	296		
	特定教育・保育施設	0	0	465	119	276		
	特定地域型保育事業				0	0		
	他市町の教育・保育施設	2	11	25	10	20		
確保方策 - 量の見込み		0	96	39	83			
						13	697	710
						13	689	702
						0	8	8
						13	915	928
						0	860	860
							0	0
						13	55	68
						0	218	218

【穴水町】

		1号認定		2号認定		3号		教育	保育	合計	
		①	②	③	④	⑤	①+②				③+④+⑤
平成27年度	量の見込み	4	0	95	20	53					
	市町内の子ども	4	0	95	20	53					
	確保方策	7	0	97	24	53					
	特定教育・保育施設	7	0	97	24	53					
	特定地域型保育事業				0	0					
確保方策 - 量の見込み		3	2	4	0						
平成28年度	量の見込み	3	0	90	23	54					
	市町内の子ども	3	0	90	23	54					
	確保方策	6	0	92	24	54					
	特定教育・保育施設	6	0	92	24	54					
	特定地域型保育事業										
確保方策 - 量の見込み		3	2	1	0						
平成29年度	量の見込み	3	0	90	22	53					
	市町内の子ども	3	0	90	22	53					
	確保方策	5	0	90	22	53					
	特定教育・保育施設	5	0	90	22	53					
	特定地域型保育事業				0	0					
確保方策 - 量の見込み		2	0	0	0						
平成30年度	量の見込み	3	0	86	21	55					
	市町内の子ども	3	0	86	21	55					
	確保方策	5	0	90	21	55					
	特定教育・保育施設	5	0	90	21	55					
	特定地域型保育事業				0	0					
確保方策 - 量の見込み		2	4	0	0						
平成31年度	量の見込み	3	0	86	20	53					
	市町内の子ども	3	0	86	20	53					
	確保方策	5	0	90	21	55					
	特定教育・保育施設	5	0	90	21	55					
	特定地域型保育事業				0	0					
確保方策 - 量の見込み		2	4	1	2						

【能登町】

	1号認定	2号認定		3号		教育	保育	合計	
		教育二一ス	左記以外	0歳児	1・2歳児				
	①	②	③	④	⑤	①+②	③+④+⑤		
平成27年度	量の見込み	24	0	221	37	102	24	360	384
	市町内の子ども	24	0	221	37	102	24	360	384
	確保方策	30	0	245	50	140	30	435	465
	特定教育・保育施設	30	0	245	50	140	30	435	465
	特定地域型保育事業				0	0		0	0
確保方策－量の見込み		6	24	13	38	6	75	81	
平成28年度	量の見込み	24	0	221	35	100	24	356	380
	市町内の子ども	24	0	221	35	100	24	356	380
	確保方策	30	0	245	50	140	30	435	465
	特定教育・保育施設	30	0	245	50	140	30	435	465
	特定地域型保育事業				0	0		0	0
確保方策－量の見込み		6	24	15	40	6	79	85	
平成29年度	量の見込み	24	0	220	33	97	24	350	374
	市町内の子ども	24	0	220	33	97	24	350	374
	確保方策	30	0	245	50	140	30	435	465
	特定教育・保育施設	30	0	245	50	140	30	435	465
	特定地域型保育事業				0	0		0	0
確保方策－量の見込み		6	25	17	43	6	85	91	
平成30年度	量の見込み	22	0	208	32	92	22	332	354
	市町内の子ども	22	0	208	32	92	22	332	354
	確保方策	30	0	245	50	140	30	435	465
	特定教育・保育施設	30	0	245	50	140	30	435	465
	特定地域型保育事業				0	0		0	0
確保方策－量の見込み		8	37	18	48	8	103	111	
平成31年度	量の見込み	22	0	203	30	87	22	320	342
	市町内の子ども	22	0	203	30	87	22	320	342
	確保方策	30	0	245	50	140	30	435	465
	特定教育・保育施設	30	0	245	50	140	30	435	465
	特定地域型保育事業				0	0		0	0
確保方策－量の見込み		8	42	20	53	8	115	123	

4 認定こども園及び保育所の認可・認定に係る需給調整の考え方

(4-1) 需給調整の基本的な考え方

県設定区域ごとの「量の見込み」（需要）と「確保方策」（供給）を踏まえ、認定こども園や保育所の認可・認定を行います。

認定こども園や保育所の認可・認定の申請があった場合、申請のあった施設が認可・認定に必要な基準を満たしており、申請者が法令に規定する欠格事由に該当しないときは、認可・認定を行うことが原則です。

ただし、県設定区域において、教育・保育の需要を上回る供給体制が既に整っている場合や、その申請を認可・認定することで、供給が需要を超えることになる場合などは、認可・認定を行わないことができます。これを、「需給調整」と言います。

◆新制度における認定こども園・保育所の認可・認定の基本的考え方

(適格性・認可基準を満たす申請者の場合)

- 需要（量の見込み） > 供給（確保方策） ⇒ 原則認可
- 需要（量の見込み） < 供給（確保方策） ⇒ 認可・認定を行わないことができる
…「需給調整」

(4-2) 県及び市町の事業計画の「確保方策」の内容に含まれない施設から認可・認定の申請があった場合の需給調整について

県及び市町事業計画で、今後の施設の新設や定員の拡大等を見込んで確保方策を設定し、計画に基づき基盤整備を行っているときに、事業計画に定めていない事業者から認定こども園や保育所の認可・認定申請があった場合においては、計画に基づいて基盤整備を行っている施設も「確保方策」に含めて需給調整を行うことができることとします。

◆ 県及び市町の事業計画の「確保方策」の内容に含まれない施設から認可・認定の申請があった場合の需給調整イメージ

- 需要（量の見込み） < 供給（確保方策※） ⇒ 認可・認定を行わないことができる
※申請があった時点で既に存在する施設等の利用定員の総数と事業計画において今後整備する予定の施設等の利用定員の総数の合計

(4-3) 幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合の需給調整について

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、国の基本指針においてその普及に取り組むことが望ましいとされており、幼稚園や保育所が認定こども園に移行する際の需給調整についての特例が設けられています。

特例では、認定こども園へ移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定することができるよう、需要を上回って認可・認定を行う『数』を県の計画に定めることとされています。計画で定める『数』は既存施設の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定することとされていますが、本県では、幼稚園では6割、保育所では約3割の施設が認定こども園への移行について未定（平成26年9月現在）としていることから、具体的な数は定めず、供給量が需要量を上回る場合においても、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定を行うこととします。

なお、その際の認可定員や利用定員については、地域の実情を勘案し、県と市町で協議を行い、それぞれの子ども・子育て会議で意見を聴いた上で決定することとなります。

5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

(5-1) 教育・保育の一体的提供について（認定こども園の普及について）

幼稚園や保育所からの認定こども園への移行は任意であり、移行するかどうかは、各施設の判断によります。

県では、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所が円滑に移行することができるよう、市町とも連携しながら適時適切な情報提供や相談への対応など、必要な支援を行います。

① 認定こども園の設置見込み数

(か所数)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
金沢市	13	37	41	41	41
七尾市	8	8	8	8	8
小松市	21	39	40	40	40
輪島市	2	2	2	2	2
珠洲市	9	9	8	8	8
加賀市	1	2	3	3	3
羽咋市	2	2	2	2	2
かほく市	0	0	1	1	1
白山市	2	8	14	14	14
能美市	16	16	15	15	15
野々市市	1	4	6	6	6
津幡町	2	2	2	2	2
内灘町	1	2	2	2	2
穴水町	3	3	3	3	3
能登町	6	6	6	6	6
合計	87	140	153	153	153

※川北町、志賀町、宝達志水町、中能登町は設置見込みなし。

(5-2) 教育・保育の推進に関する体制の確保について

① 教育・保育の役割とその提供の必要性

子どもの育ちにおいて、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

乳児期から幼児期までの発達には、連続性を有するものであるとともに一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

県では、このような子どもの育ちに関する意義や、子どもや子育て家庭における個別の状況、地域の実情等を踏まえた上で、質の高い教育・保育や子ども・子育て支援が提供されるよう、市町と連携して取り組んでいきます。

② 教育・保育施設と地域型保育事業を行う者の相互連携

地域型保育事業は満3歳未満の子どもを対象とした市町認可の保育事業であり、認可保育所より小さい規模で行われる小規模保育や事業所内で従業員の子どもと地域の子どもを合わせて保育する事業所内保育などがあります。

地域型保育事業は、保育内容の支援や卒園後（満3歳以降）の受け皿として、認定こども園や幼稚園、保育所などの連携施設を設定することが必要であり、子どもが適切に教育・保育を利用できるよう、地域型保育事業者と教育・保育施設との連携が不可欠です。

本県でも、一部の市町で地域型保育による保育の確保が計画に盛り込まれていることから、県としては、市町の積極的な関与を促進し、事業者同士の円滑な連携が図られるよう支援します。

3 幼児期と児童期をつなぐ社会性の育成を進めます。【再掲】

幼児期から児童期への生活や学びの連続性を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校とが連携し、関係者の交流活動等を行い、発達段階に応じた社会性や道徳性の育成を進めます。

6 教育・保育に従事する者の確保及び資質の向上

質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供に当たって基本となるのは人材であり、県は、国や市町、教育・保育等を提供する事業者と連携し、人材の確保及び養成を総合的に推進します。

(6-1) 教育・保育を行う者の必要見込み数

	27年度	28年度	30年度	30年度	31年度
保育士	4,578人	4,131人	4,060人	4,008人	3,958人
幼稚園教諭	424人	417人	411人	408人	407人
保育教諭	826人	1,263人	1,363人	1,289人	1,267人

※国が定めた算出方法により、(4-1)でとりまとめた教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」、職員配置基準やこれまでの職員配置の実態を基に算出

(6-2) 幼稚園教諭、保育士の新規養成・就業促進のための取組

① 幼児教育・保育サービスの質の向上に努めます。【再掲】

幼児教育・保育サービスの質の向上を図るため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修を実施するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園における職員の資質・専門性の向上に向けた取組を支援します。

② 幼稚園・保育所・認定こども園の連携を深めます。【再掲】

人間形成の基礎となる就学前の子どもに質の高い幼児教育・保育サービスを提供するために、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質の向上に努めるとともに、3歳以上児の教育カリキュラムを共通化する等の工夫や、幼稚園・保育所・認定こども園の職員の相互交流を進めるなど一層の連携を図ります。

③ 教育・保育従事者の確保のための取組を進めます。

幼稚園や保育所からの幼保連携型認定こども園への移行に伴い必要となる保育教諭の確保のため、国が行う幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を促進するための特例措置について周知するとともに、特例を活用した免許・資格の取得を支援します。

また、保育サービスの安定的な提供と今後の保育を担う人材の確保のため、新卒保育士の確保や新人保育士の離職防止、潜在保育士の現場復帰等の取組を進めます。

④ 教育・保育の従事者の労働環境の整備を支援します。

消費税率引上げによる社会保障の充実を踏まえた新たな教育・保育給付費の単価に基づき、教育・保育の従事者の処遇改善をはじめとする労働環境の整備を支援します。

7 市町を越えた広域的な調整

教育・保育施設等の利用については、市町の区域を越えて行われている実態もあることから、県及び市町の事業計画においても広域的な利用を勘案する必要があります。

市町では必要に応じて関係市町との調整を行った上で事業計画を策定しますが、当該市町間の調整が整わない場合等は県が助言等の調整を行うこととなっています。

そのため、市町が事業計画の策定や変更を行うときや、市町が子ども・子育て支援法第31条の規定により教育・保育施設の利用定員を設定するときは、県との協議が必要であり、県では本計画に定める教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を踏まえ、必要に応じて調整を行います。

8 教育・保育情報の公表

教育・保育施設等が提供する教育・保育の透明性を確保することで質の向上を促し、保護者が適切かつ円滑に施設等を選択できるようにするため、子ども・子育て支援法第58条の規定により施設等から報告を受けた教育・保育に関する情報を公表します。

第6章 プランの推進方策

1 プランに基づく施策の目標

本プランに基づく施策を着実に推進するため、数値目標を設定し、毎年度、その状況を把握・検証することで、計画の進捗状況を評価するとともに、結婚と子育てに関する成果指標を設定し、取組の効果を検証します。

本プランに基づく施策の目標は次頁の34項目とプラン全体の成果指標の2項目とします。目標年度は平成31年度を基本としていますが、既存の国や県の他の計画と整合性を図る等の理由から、異なる目標年度を用いている数値目標もあります。これらの数値目標については、今後、他計画の策定状況や社会情勢の変化等に併せて、必要に応じて整合性を図ります。

また、本県が今後策定する予定の新たな長期構想や「いしかわ創生総合戦略（仮称）」で掲げる目標も合わせて、施策の推進を図ります。

2 推進体制

本プランを実効性のあるものとするため、「石川県子ども政策審議会」を、子ども・子育て支援法第77条第4項に規定する地方版子ども・子育て会議として位置づけるとともに、「いしかわエンゼルプラン推進協議会」を、次世代育成支援対策推進法第21条第1項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として位置づけ、地域の子ども・子育て支援関係者や幼児教育・保育関係者、事業主を代表する者、子育て中の親、子ども・子育てに関する学識経験者など様々な分野の関係者が集まり、本プランの実施状況等について定期的に審議を行い、本プランを着実に推進します。

3 進捗管理

「石川県子ども政策審議会」や「いしかわエンゼルプラン推進協議会」において、本プランの施策の進捗状況等に関する評価や検証を行うとともに、毎年度、本プランの実施状況を公表します。

また、本県が今後策定する予定の新たな長期構想や「いしかわ創生総合戦略（仮称）」、市町の子ども・子育て支援事業計画などの関連計画の見直しや、子ども・子育てに関する環境の変化により、本プランの見直しの必要が生じた場合には、随時見直しを行います。

◇ プランに基づく施策の目標と成果指標

体系	施策の柱				
	項目		現状値	目標値	
結婚	1 結婚を希望する若者の希望を叶え、安心して家庭を築くための支援の充実（3項目）				
	1	結婚支援実施市町数	市町	H26 9	→ H31 全市町
	2	縁結びistの数	人	H26 253	→ H31 500
	3	新規学卒者の早期離職率（大学）	%	H23,3卒 3年後 33.1	→ H28,3卒 3年後 30
妊娠・出産	2 安心して子どもを産み育てるための母子の健康及び増進（5項目）				
	4	新生児訪問実施率（乳児期含む）	%	H25 97.5	→ H31 98
	5	乳幼児健診受診率	%	H25 97.3	→ H31 98
	6	乳幼児健診未受診者把握率	%	H25 99.2	→ H31 100
	7	妊娠11週以下での妊娠届割合	%	H25 91.7	→ H31 94
	8	妊娠・出産に関する医学的知識の普及・啓発講座受講者数（累計）	人	H26 650	→ H31 2,100
子育て	3 全て子育ての家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備（15項目）				
	9	マイ保育園利用登録率	%	H25 60.3	→ H31 75
	10	子育て支援コーディネーター配置率（保育所・認定こども園）	%	H25 92.8	→ H31 100
	11	子育て総合アドバイザー配置市町数	市町	H26 3	→ H31 全市町
	12	在宅育児家庭通園保育モデル事業の利用者満足度	%	H26 —	→ H31 80
	13	ショートステイ	市町	H25 8	→ H31 全市町
	14	地域子育て支援拠点	か所	H25 106	→ H31 133
	15	幼児教育・保育に関する研修	人/年	H25 4,800	→ H31 5,500
	16	病児・病後児保育（病児・病後児対応型）	か所	H25 36	→ H31 40
	17	幼稚園預かり保育（長期休業日）	%	H25 69	→ H31 80
	18	放課後児童クラブ	クラブ	H26 267	→ H31 300
	19	放課後児童クラブ開所時間延長実施率	%	H26 39.7	→ H31 60
	20	プレミアム・パスポート事業協賛店舗数	店舗	H26 2,295	→ H31 3,000
	21	奨学金募集人員	人	H25 419	→ H31 必要枠の確保
	22	エンゼルマーク運動認定店舗数	店舗	H26 1,215	→ H31 1,500
	23	公益的建築物のバリアフリー化率	%	H25 59	→ H27 ※ 70
	4 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備（4項目）				
	24	乳児との触れ合い体験実施高校数	校	H26 —	→ H31 40
	25	いしかわ子ども自然学校参加者数	人	H25 5,984	→ H27 ※ 5,400
	26	スポチャいしかわ登録クラス数の割合	%	H25 66	→ H31 80
	27	地域版食育推進計画の認定件数	件	H26 83	→ H31 105
	5 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実（2項目）				
	28	里親等（里親、ファミリーホーム）委託率	%	H25 13.3	→ H31 17
29	母子家庭の母の常用雇用率	%	H24 54.5	→ H29 60	
働き方	6 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進（5項目）				
	30	育児休業取得率（男性）	%	H25 0.6	→ H29 (国) 13
	31	年次有給休暇取得率	%	H25 36.7	→ H29 (国) 完全取得
	32	ワークライフバランス表彰企業数	社	H26 45.0	→ H31 70
	33	ライフプラン・キャリアデザインセミナー実施校（大学・短大）数（累計）	校	H26 4.0	→ H31 19
34	ワークライフバランスの認知度	%	H25 51.4	→ H30 70	
プラン全体の成果指標（2項目）					
1	【結婚】縁結びistによる成婚数（累計）	組	H26 493	→ H31 1,000	
2	【子育て】子育てを不安に思う割合	%	H25 63.2	→ H30 50	